

石井町教育振興基本計画 (第4期)

令和8年3月
石井町教育委員会

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
5 計画の推進体制.....	3
第2章 教育をめぐる現状と課題	4
1 教育をめぐる情勢.....	4
2 石井町の教育に関する現状.....	7
3 アンケート調査からみえる現状と課題.....	14
4 第3期計画における取り組み状況.....	22
第3章 計画の基本構想	25
1 目指す人間像.....	25
2 基本目標.....	26
3 基本方針.....	26
4 取り組みの体系.....	27
第4章 施策の推進	28
基本方針Ⅰ：自ら学び、考え、心豊かで未来を拓く力を育む教育の推進....	28
基本方針Ⅱ：学校・家庭・地域等が協働し、信頼される教育環境の形成....	44
基本方針Ⅲ：生涯にわたる生きがいと健康を支える学習・スポーツの支援..	54
資料編	60
1 計画の策定経過.....	60
2 石井町教育振興基本計画（第4期）策定委員会名簿.....	60
3 石井町教育振興基本計画（第4期）策定委員会設置要綱.....	61
4 用語説明.....	62

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

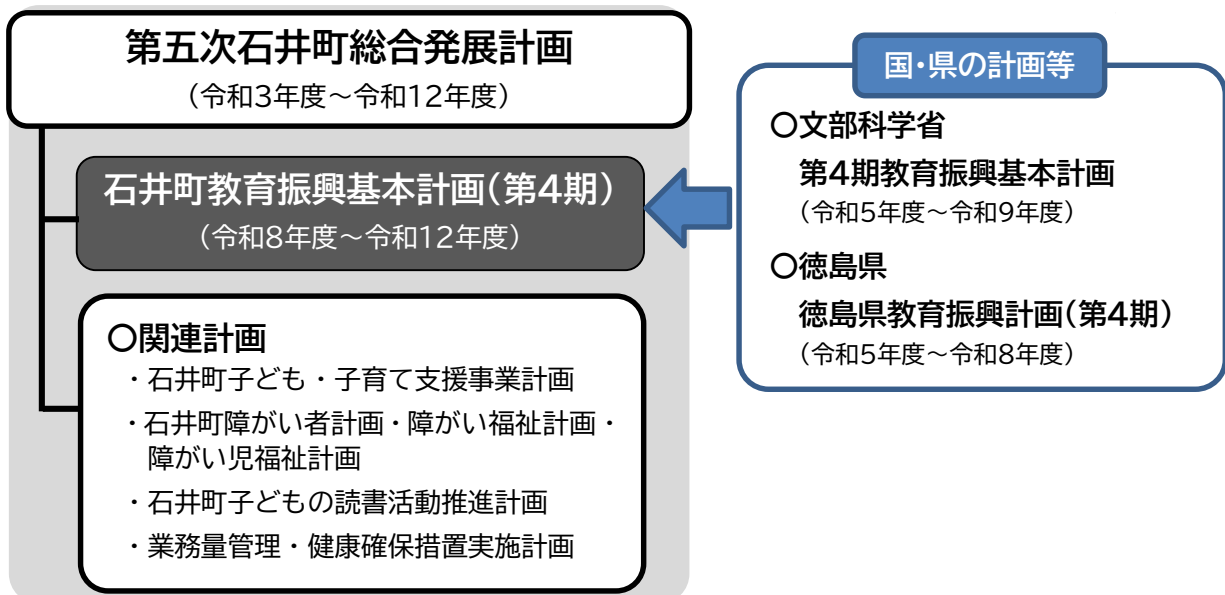
石井町（以下、「本町」という。）では「教育基本法」に基づき、教育の振興方針と施策の体系を示し、町全体での教育振興を図るため、令和3年度から令和7年度を計画期間とする、「石井町教育振興基本計画(第3期)」(以下、「第3期計画」という。)を策定し、目指す人間像として「郷土を愛し 人を思いやるとともに 豊かな地域社会の創造に参画する人」、「健康を大切にし 意欲を持って学び 自己実現を図る人」を基本理念として、取り組みを進めてきました。

このたび、計画の最終年度を迎え、国の「第4期教育振興基本計画」(令和5年度～令和9年度)の内容を踏まえるとともに、第3期計画の評価やこれまでの成果と課題、本町の教育を取り巻く情勢に基づいてその内容を見直し、新たに「石井町教育振興基本計画(第4期)」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画では、教育基本法第17条第2項に定める「教育振興基本計画」として位置づけ、本町の实情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画とします。策定にあたっては、国の「第4期教育振興基本計画」や徳島県の「徳島県教育振興計画(第4期)」、その他、国・県の関連計画を参酌するとともに、本町の行政運営の基本的な指針である「第五次石井町総合発展計画」をはじめ、関連する計画との整合を図っています。

また、平成27年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、各自治体において「教育に関する大綱」(以下、「教育大綱」という。)の策定が求められていますが、本町においては、本計画と教育大綱を一体的に推進することで、教育施策のさらなる充実を図っています。



<教育振興基本計画の概要>

○法的根拠

平成18(2006)年に定められた教育基本法に基づき、教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定が義務づけられた計画です。

<教育基本法第17条>

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

○文部科学省 第4期教育振興基本計画の概要

令和5年6月に「第4期教育振興基本計画」(令和5年度～令和9年度)が閣議決定されました。計画では、以下の2つのコンセプト及び5つの基本的な方針のもと、今後我が国が目指すべき社会及び個人のあり様とし、これらの相互循環的な実現に向けた取り組みが進められるよう、教育政策が推進されています。

<計画のコンセプト>

- 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
- 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

<今後の教育政策に関する基本的な方針>

- ①グローバル化^{*}する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

<徳島教育大綱・徳島県教育振興計画(第4期)の概要>

令和6年3月に「徳島教育大綱・徳島県教育振興計画(第4期)」(令和5年度～令和8年度)が策定されました。「徳島教育大綱」は、個性と国際性に富み、大きな夢や高い目標を持って、自らの可能性を高め、主体的に未来を切り拓くために果敢に挑戦する力を育む「徳島ならではの教育により、本県の宝である「人財」の育成を目指しています。

また、「徳島県教育振興計画(第4期)」は、県の教育の振興のための具体的な施策や成果目標を示しており、大綱の行動計画として位置付けられ、個性や国際性に富んだ「世界に挑める人財」を育む学びの充実や、教育DX、いじめ・不登校と向き合う学校づくり、教員の働き方改革等を進め、大綱で示される県の教育の基本方針に基づき、推進されています。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度の5年間とします。

（年度）

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
第五次石井町総合発展計画 基本構想(令和3年度～令和12年度)														
前期基本計画					後期基本計画									
石井町教育振興基本計画(3期)														
				見直し	石井町教育振興基本計画(第4期)									
									見直し	次期計画				

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、第4期石井町教育振興基本計画策定のためのアンケート調査、パブリックコメントの実施等により、広く住民の意見やニーズの把握に努めました。また、庁内各課において第3期計画の検証・評価を行い、課題を明らかにした上で、施策の見直し等を行いました。

これらを踏まえ、石井町教育振興基本計画（第4期）策定委員会において審議し、計画を策定しました。

5 計画の推進体制

本計画は、石井町教育委員会、学校及び本町が一体となって推進するものであり、住民・地域・関係機関との連携・協力のもと、取り組みの充実を図ります。

また、本計画の実効性を高めるとともに、次年度以降の教育行政を効果的に推進するため、毎年度、施策や事業の検証と評価を実施し、事業内容等の見直しを行うとともに、社会情勢や国の制度改定等、教育を取り巻く状況の変化に応じて、適宜、計画内容の見直しを行います。

第2章 教育をめぐる現状と課題

1 教育をめぐる情勢

(1) 社会情勢の変化

① 深刻さを増す少子化の進行、人口減少

本町の人口は、令和7（2025）年1月現在、24,567人となっており、毎年減少しています。また、年少人口（14歳以下）の占める割合は、平成28（2016）年には12.7%でしたが、令和7年1月現在、11.6%と減少しており、高齢人口（65歳以上）の占める割合34.0%の約3分の1となっています。

年少人口の減少に伴い、学校の小規模化が進行することで、児童生徒の人間関係の固定化や、学校行事、部活動の活性化等に係る課題が指摘される等、学校教育の在り方にも大きな影響を及ぼしています。また、若者の減少による活力の低下や、将来の地域社会の担い手が減少することによる影響も懸念されています。

こうした状況に対応し、持続可能な社会の担い手を育成するため、地域資源の活用をはじめとした、魅力ある学校づくりに向けた取り組みの推進がより一層重要となっています。

② デジタル化の飛躍的な進展

人工知能（AI）やビッグデータ等の先端技術は、あらゆる産業や社会生活に取り入れられ、日常生活に欠かせない身近なものとなっており、社会の仕組みが大きく変化する時代を迎えようとしています。2030年頃には、第4次産業革命といわれる、IoT（モノのインターネット）や人工知能（AI）、ビッグデータ、ロボティクス等の先端技術が一層高度化し、社会の在り方が劇的に変わる超スマート社会（Society5.0）の到来が予想されています。

こうした技術革新の進展により、今後10年～20年後には日本の労働力人口の相当規模が、技術的にはAIやロボット等により代替できるようになる可能性が指摘されている一方で、これまでになかった仕事が新たに生まれることが予測されています。

先行き不透明な予測困難な時代の到来を見据え、教育DXをより一層推進することで、デジタル技術とデータを活用した知見の共有と新たな教育価値の創出を目指すことが不可欠となっています。

③ 持続可能な社会の推進（SDGs[※]）

平成 27（2015）年の国連サミットでは、先進国を含む国際社会全体の目標として、持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。SDGs は 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットで構成され、地球環境や経済活動、人々の暮らし等を持続可能なものとするために、我が国を含む全ての国連加盟国が令和 12（2030）年までに取り組む国際目標です。

また、SDGs は、世界中の「誰ひとり取り残さない」という、包摂的な世の中をつくっていくことが重要であると強調しており、社会に存在するあらゆるバリアを取り除くとともに、国や地域、人権、ジェンダー、障がいの有無等、様々な側面における多様性を受け入れることが重視されています。

教育分野においても、SDGs の理念を踏まえ、持続可能な社会の担い手を育む教育を実践し、未来を切り拓く人間を育成することが求められています。

④ 人生 100 年時代の到来

変化の激しい時代にしなやかに対応していく観点から、人生 100 年時代において、全ての人々が人生を心豊かに過ごすために、どのライフステージにおいても主体的に学び、学びの成果を社会に活かすことが求められています。教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現をはかるための学習は、生涯を通じたウェルビーイングの実現につながる重要な意義を有するものです。

人生 100 年時代を迎える中において、子どもの生きる力をより一層育むことを目指すとともに、文化や芸術、スポーツ等を通して、生涯にわたって学び続けることのできる機会の充実をはかっていく必要があります。

(2) 国の教育政策に関する動向

① 2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

我が国においては、少子化・人口減少が著しく、将来にわたって財政や社会保障等の社会制度を持続可能なものとし、現在の経済水準を維持しつつ、一人一人の生産性向上と多様な人材の社会参画を促進する必要があります。また、社会課題を経済成長と結び付けて新たなイノベーションにつながる取り組みを推進することが求められます。

将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが主体的に社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていくことが求められています。

また、Society 5.0 (超スマート社会) においては、「主体性」、「リーダーシップ」、「創造力」、「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「表現力」、「チームワーク」等の資質・能力を備えた人材が期待されており、地域や子ども、学校等の課題の解決をけん引する人材を育成していくことが重要です。

② 日本社会に根差したウェルビーイングの向上

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義等、将来にわたる持続的な幸福を含むものです。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態であることも含む包括的な概念です。

我が国においては、「自己肯定感」、「自己実現」等の個人が獲得・達成する能力や状態に基づく獲得的要素と、「利他性」、「協働性」、「社会貢献意識」等の人とのつながり・関係性に基づく協調的要素の重要性に言及し、考えの違う両者を調和的・一体的に育む「調和と協調」に基づくウェルビーイングを教育活動全体を通じて向上させていくことが求められます。

あわせて、子どもたちのウェルビーイングを高めるためには教師をはじめとする学校全体のウェルビーイングが重要であります。また、子どもたち一人一人のウェルビーイングが、家庭や地域、社会全体に広がっていき、その広がりが多様な個人を支え、将来にわたって世代を超えて循環していくという姿の実現が求められます。

図 日本社会に根差したウェルビーイングの向上



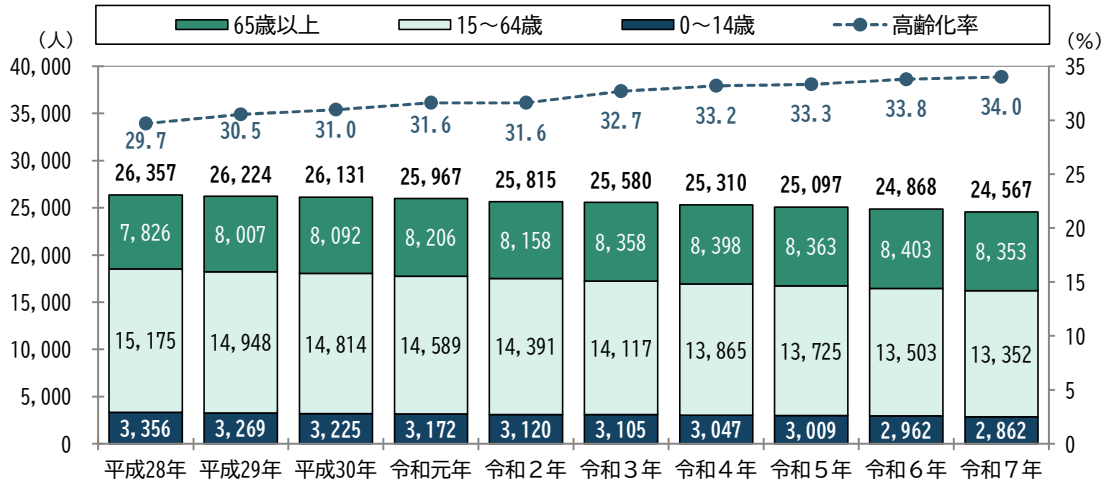
出典：文部科学省 第4期教育振興基本計画リーフレット

2 石井町の教育に関する現状

(1) 人口の推移

人口（3区分）の推移をみると、平成28年から令和7年の10年間で年少人口（0～14歳）は494人、生産年齢人口（15～64歳）は1,823人減少しています。

一方、老年人口（65歳以上）では527人増加しています。平成29年以降、高齢化率が30%を超えて推移しており、少子高齢化が進行しています。

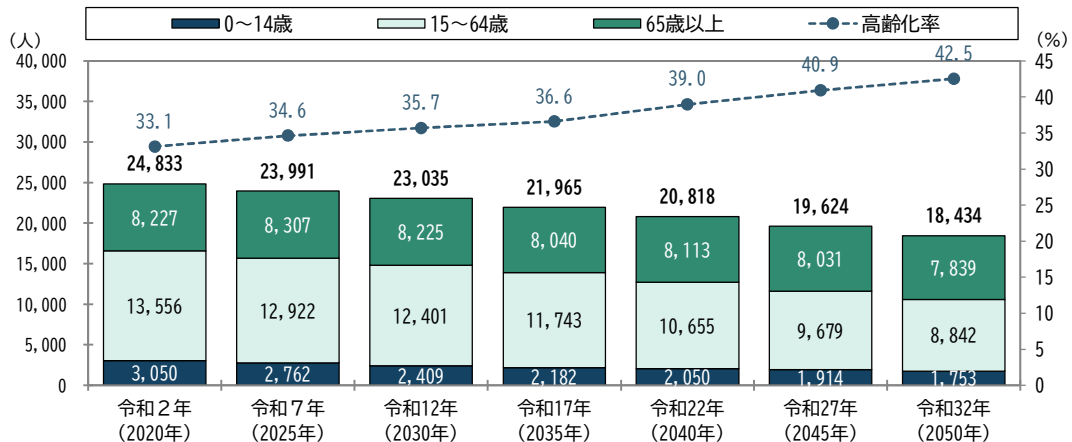


出典：総務省「住民基本台帳」（各年1月1日現在）

(2) 将来の人口推計

将来の人口推計をみると、今後も総人口は減少が続くものと予測されており、令和32（2050）年は令和2（2020）年と比較して約6,400人減少の18,434人となっています。

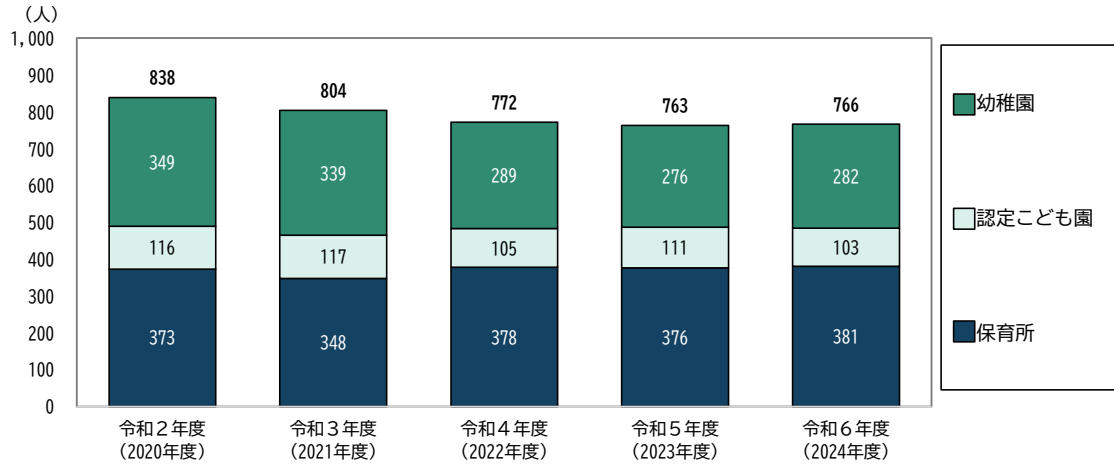
年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少が続く一方で、老年人口（65歳以上）は令和7（2025）年まで増加し、以後減少に転じるものと予想されています。



出典：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（令和5（2023）年推計）
 ※令和2（2020）年は国勢調査による実績値

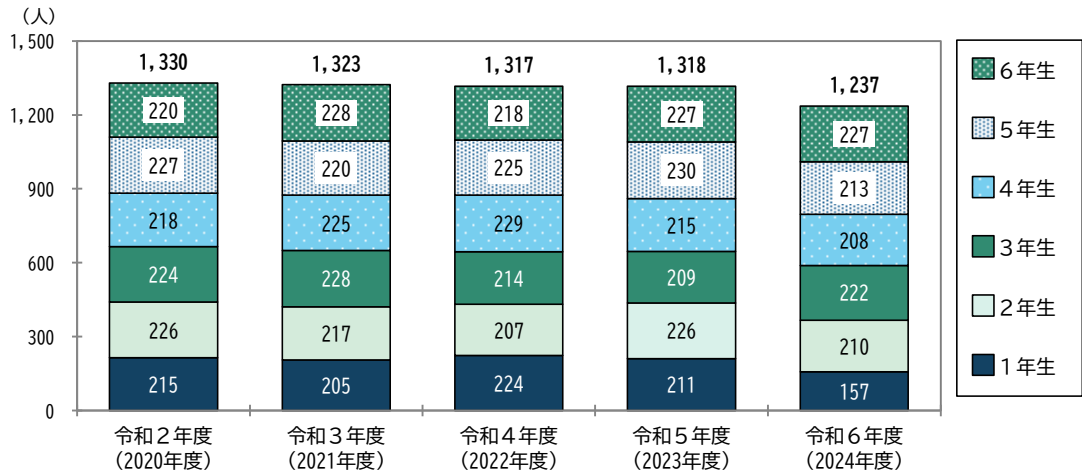
(3) 保育所・認定こども園※・幼稚園児数の推移

保育所の利用者数は、令和2年度以降、増減を繰り返しながら横ばいとなっており、認定こども園及び幼稚園の利用者数も、令和4年度以降は横ばいとなっています。



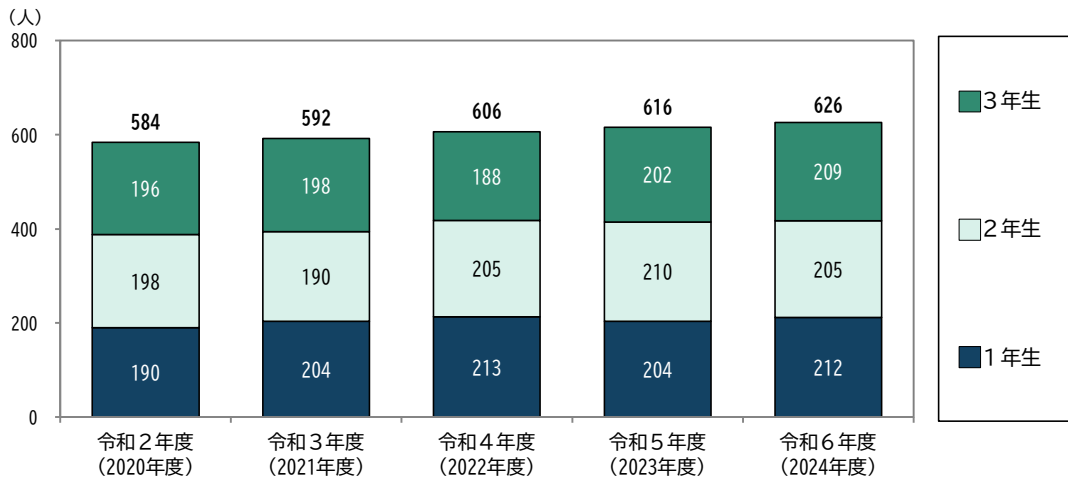
(4) 小学校児童数の推移

小学校の児童数は、令和2年度以降、令和5年度までは横ばいとなっていました。令和6年度以降は大幅な減少が続いており、今後も児童数の減少が見込まれます。



(5) 中学校生徒数の推移

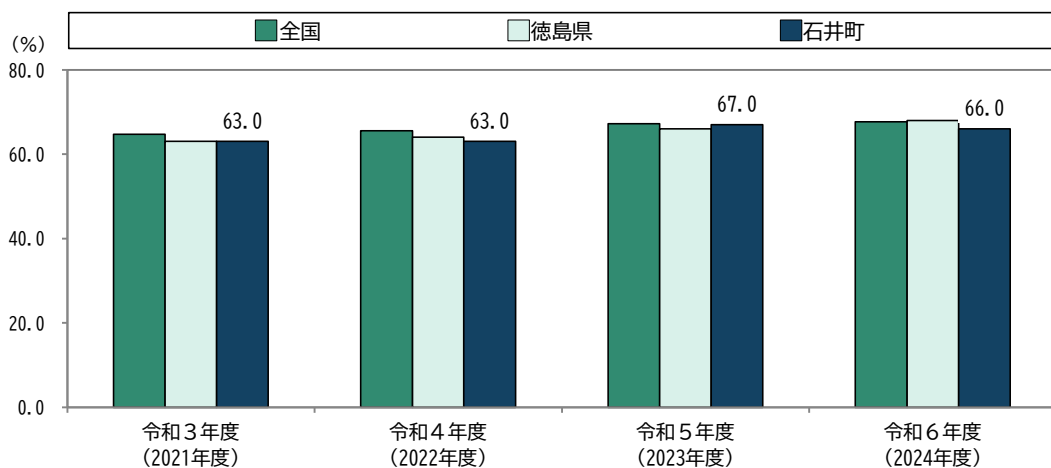
中学校の生徒数は、令和2年度以降、やや増加傾向となっていますが、小学校児童数が近年は減少傾向で推移していることから、今後は生徒数の減少が見込まれます。



(6) 全国学力・学習状況調査※の結果

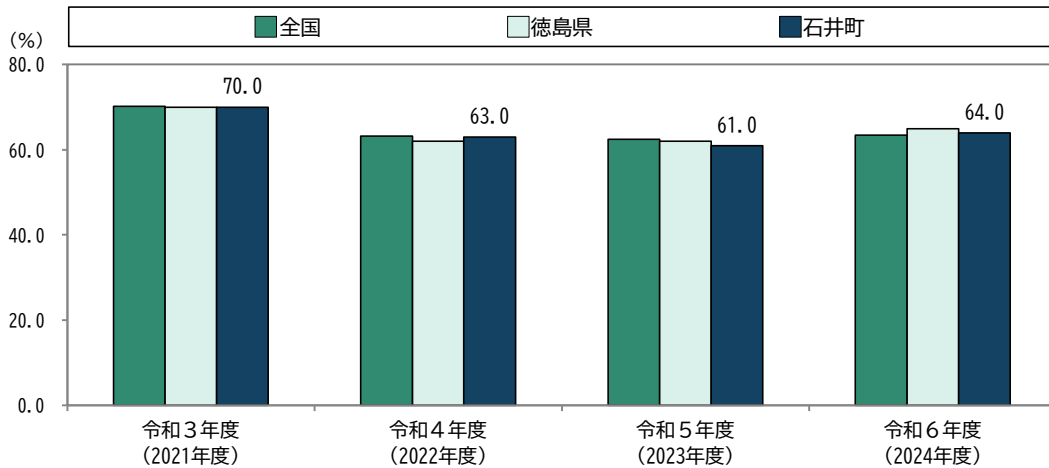
本町の小学生の学力は、年度ごとのばらつきはありますが、ほぼ全国平均、徳島県平均の水準で推移しています。また、本町の中学生の学力は、全国平均、徳島県平均をやや下回り推移しています。

<小学6年生 国語>

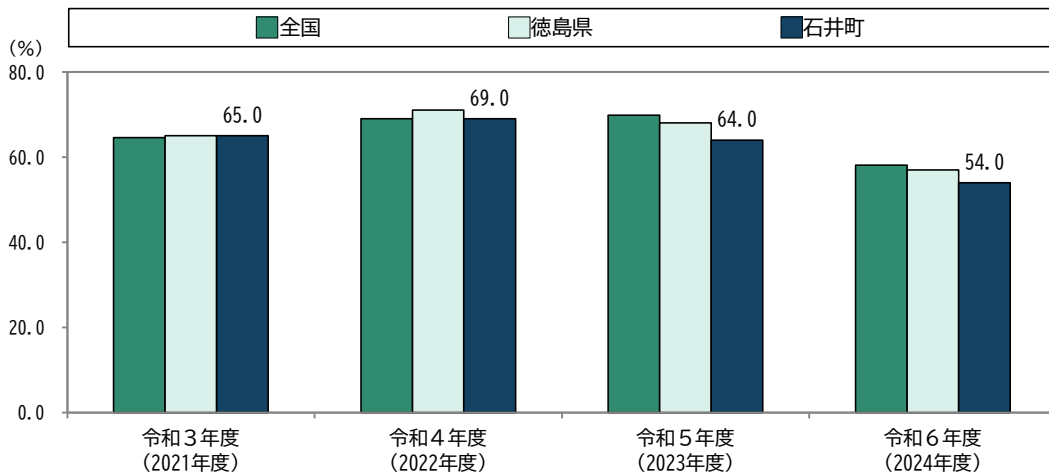


第2章 教育をめぐる現状と課題

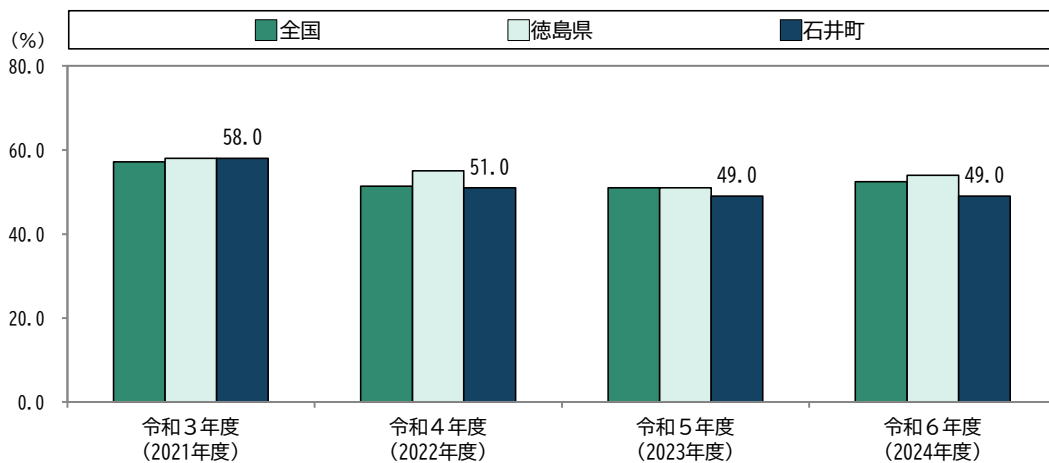
<小学6年生 算数>



<中学3年生 国語>



<中学3年生 数学>

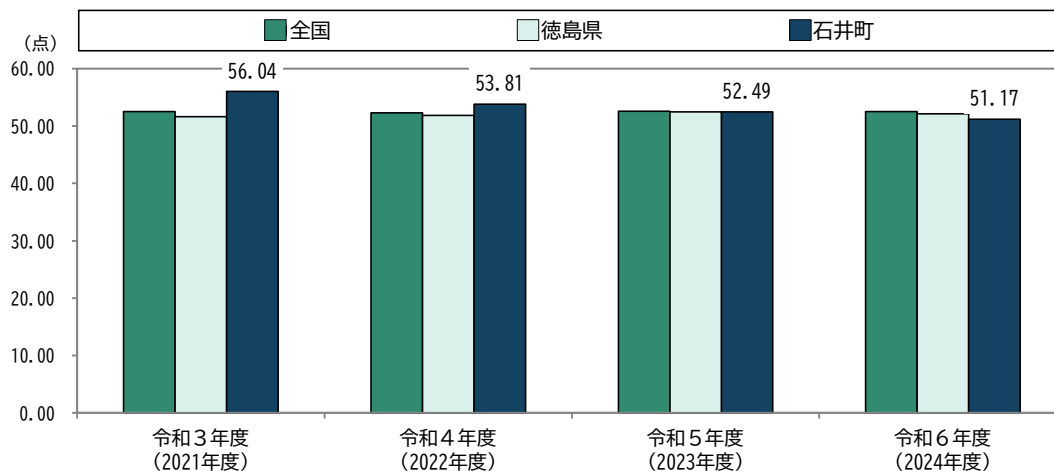


出典：文部科学省『全国体力・運動能力、運動習慣等調査』の正答率

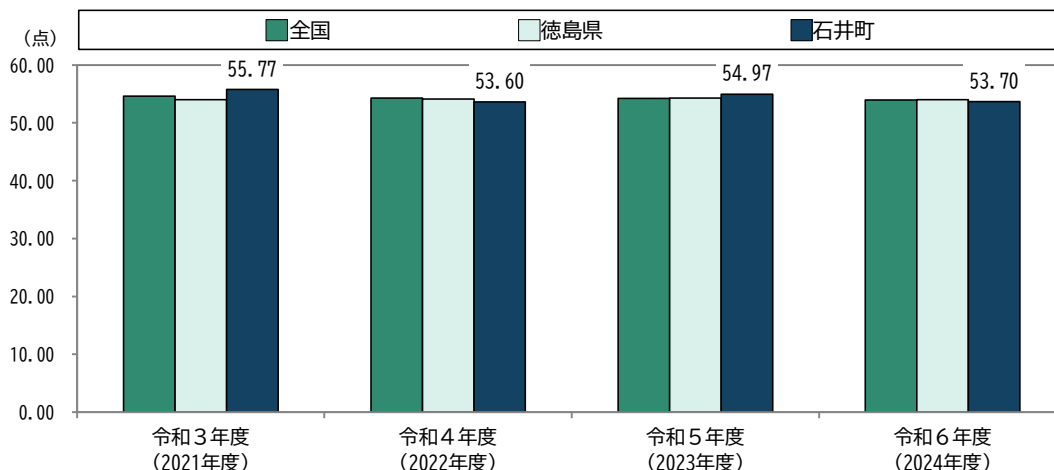
(7) 体力・運動能力調査の結果

本町の小学生の体力・運動能力は、年度ごとのばらつきはありますが、ほぼ全国平均、徳島県平均の水準で推移しています。また、本町の中学生の体力・運動能力は、男子は全国平均、徳島県平均を5ポイント以上上回り、女子は全国平均、徳島県平均を5ポイント以上下回り推移しています。

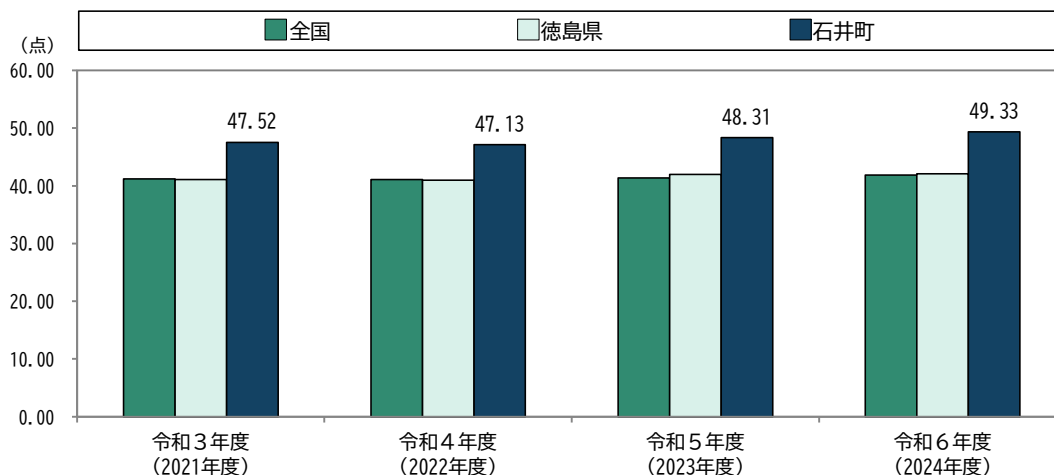
<小学5年生 男子>



<小学5年生 女子>

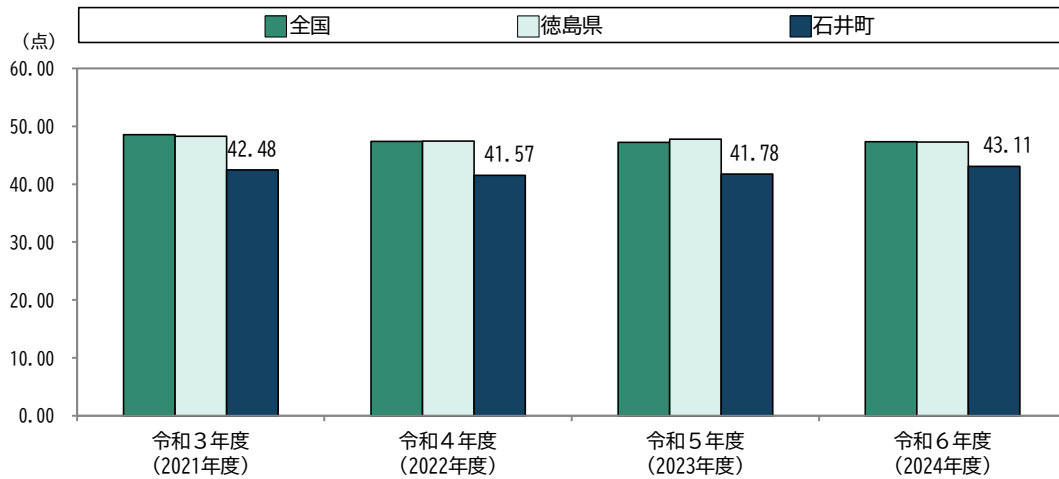


<中学2年生 男子>



第2章 教育をめぐる現状と課題

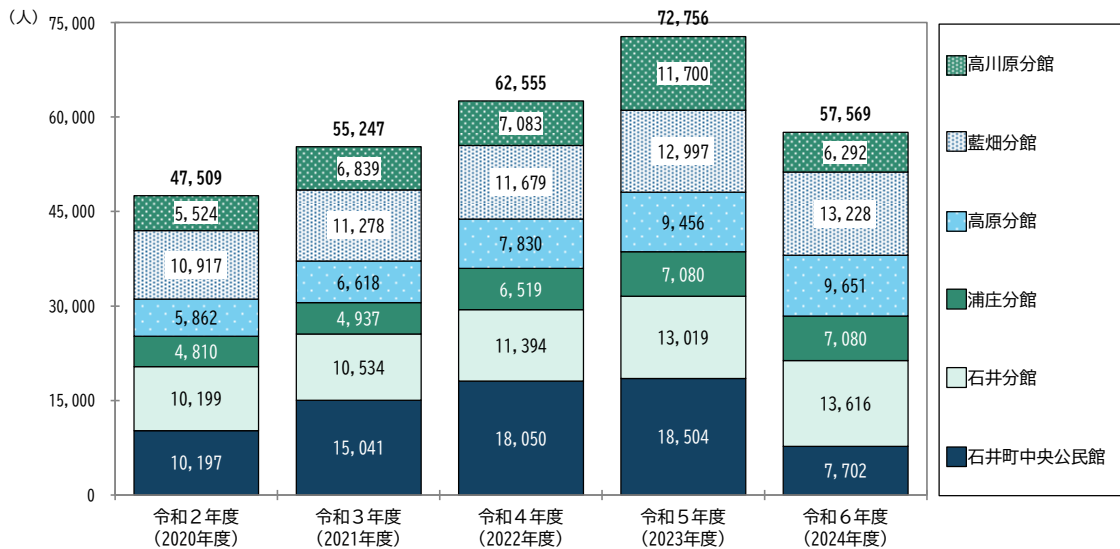
<中学2年生 女子>



出典：文部科学省『全国体力・運動能力、運動習慣等調査』の体力合計点

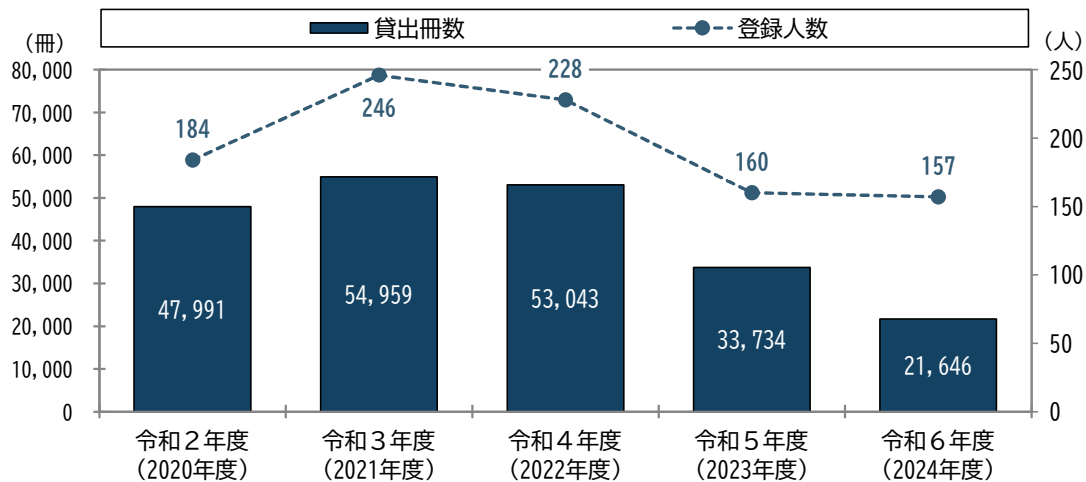
(8) 公民館利用者数の推移

本町の公民館利用者数の合計は、令和2年度以降、増加傾向でしたが、令和6年度は石井町中央公民館大規模改修工事に伴い利用者数が減少しています。



(9) 図書室の利用状況の推移

石井町中央公民館図書室の貸出冊数及び登録人数はいずれも令和3年度をピークに減少傾向となっています。令和6年度の貸出冊数は、石井町中央公民館大規模改修工事の影響により減少したものです。



3 アンケート調査からみえる現状と課題

(1) 調査の概要

① 中学生アンケート調査

【対象者】町内在住の中学2年生

【調査期間】令和7年7月

【調査方法】学校を通じた配布・インターネットによる回答

【回収状況】

対象	調査対象(配布)数	有効回収数	有効回収率
中学生	213件	195件	91.5%

② 小・中学生保護者アンケート調査

【対象者】町内在住の小学5年生・中学2年生の保護者の方

【調査期間】令和7年7月

【調査方法】学校を通じた配布・回収又はインターネットによる回答

【回収状況】

対象	調査対象(配布)数	有効回収数	有効回収率
小学生保護者	208件	137件	65.9%
中学生保護者	213件	139件	65.3%

③ 住民アンケート調査

【対象者】町内在住の18歳以上の住民の方

【調査期間】令和7年8月25日(月)～9月11日(木)

【調査方法】郵送配布・郵送回収又はインターネットによる回答

【回収状況】

対象	調査対象(配布)数	有効回収数	有効回収率
住民	1,400件	491件	35.1%

④ 教職員アンケート調査

【対象者】町内の小中学校に勤務している教職員の方

【調査期間】令和7年8月

【調査方法】学校を通じた配布・回収による本人記入方式

【回収状況】有効回収数146件

⑤ 教育関係団体アンケート調査

【対象者】町内で活動している教育関係団体

【調査期間】令和7年8月

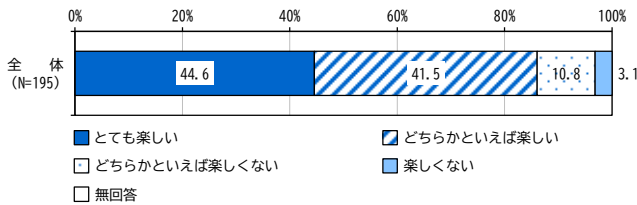
【調査方法】メールによる配布・回収

【回収状況】有効回収数8件

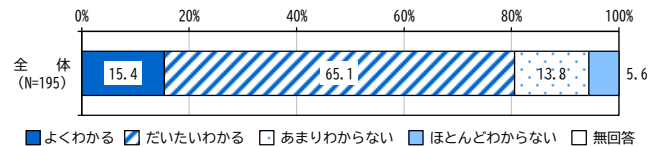
(2) 中学生アンケート調査結果の抜粋

- 学校は楽しいかについては、「とても楽しい」または「どちらかといえば楽しい」という回答が86.1%となっています。
- 学校の授業の理解度については、「よくわかる」または「だいたいわかる」という回答が80.5%となっています。
- 自分自身のことで感じたり、考えたりすることに関し、【ルールや決まりを守る】、【だれかの役に立ちたい】について、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」という回答が8割以上と高い一方で、【勉強が得意だ】、【リーダーシップがある】【自分のことが好きだ】については、その割合が低くなっています。
- 石井町が好きかについては、「好き」または「どちらかといえば好き」という回答が87.2%となっています。
- 将来も石井町に住み続けたいかについては、「ずっと住み続けたい」または「できれば住み続けたい」という回答が約3割となっており、「一度町外に出て、また石井町に戻りたい」という回答が約3割となっています。

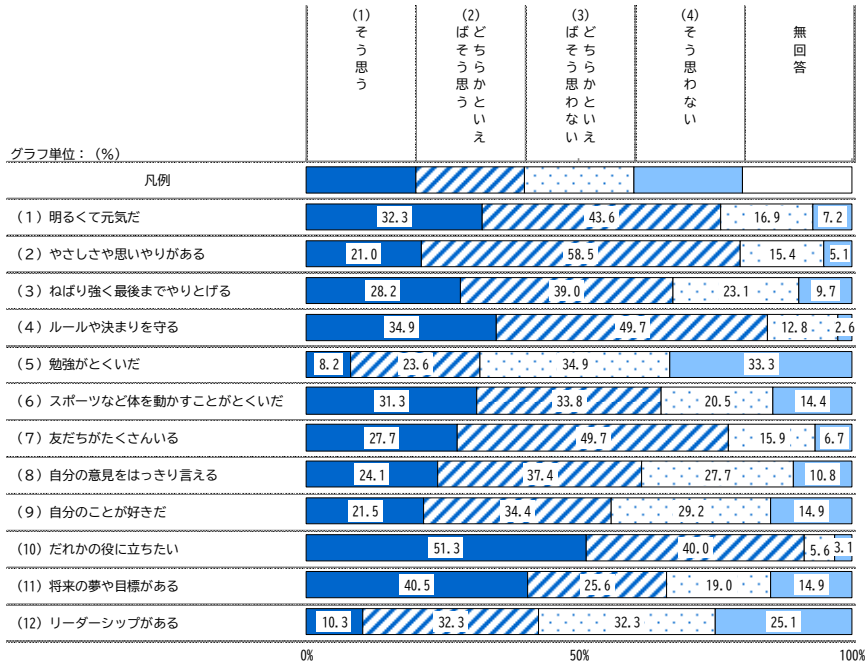
<学校は楽しいか>



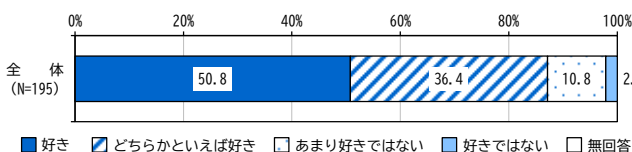
<学校の授業の理解度>



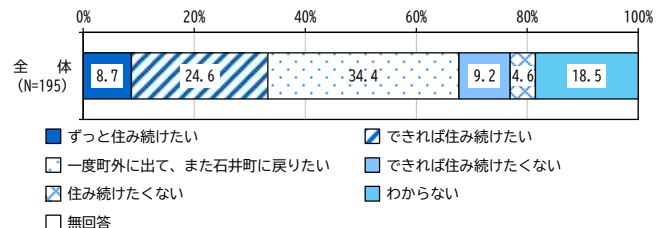
<自分自身のことで感じたり、考えたりすること>



<石井町が好きか>



<将来も石井町に住み続けたいか>



(3) 小・中学生保護者アンケート調査結果の抜粋

○各教科の学習活動以外に、今後特に重点的に取り組むべきものについては「コミュニケーション能力の育成」という回答が7割を超え最も多く、次いで「体験学習の充実」、「安全に関する指導」、「プログラミング教育※」という回答が多くなっています。

○学校の先生に教科の授業以外で期待することについては、「他人への思いやりの心や生命の大切さについて教えること」や「礼儀やルール、マナーについて教えること」が多くなっています。

○町の小・中学校の指導や教育環境について期待することについては、「わかりやすい授業を実践する」という回答が約6割と最も多く、次いで「子どもの悩みに真摯に対応する」、「すべての子どもへの公平な対応、適正な評価・評定をする」が多くなっています。

<各教科の学習活動以外に、今後特に重点的に取り組むべきもの>

【表の見方】 比率(%) 網掛け=	調査数	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		コミュニケーション能力の育成	体験学習の充実	安全に関する指導	プログラミング教育	体力向上に関する指導	読書活動	環境教育
1位 2位 上位7項目								
全体	276	71.0	46.7	43.1	32.6	29.0	28.6	20.3
の子ども	小学5年生	137	75.9	46.7	43.1	32.1	32.8	16.8
	中学2年生	139	66.2	46.8	43.2	33.1	25.2	23.7

<学校の先生に教科の授業以外で期待すること>

【表の見方】 比率(%) 網掛け=	調査数	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		他人への思いやりの心や生命の大切さについて教えること	礼儀やルール、マナーについて教えること	健康や安全について指導すること	休み時間や放課後に遊んだり、一緒に過ごすこと	進路指導をすること	放課後などに補習をすること	体験活動やボランティア活動に関する指導をすること
1位 2位 上位7項目								
全体	276	76.1	61.2	31.5	23.6	23.2	8.7	6.5
の子ども	小学5年生	137	83.2	64.2	38.0	5.8	5.8	6.6
	中学2年生	139	69.1	58.3	25.2	14.4	40.3	6.5

<町の小・中学校の指導や教育環境について期待すること>

【表の見方】 比率(%) 網掛け=	調査数	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
		わかりやすい授業を実践する	子どもの悩み(友達関係・いじめ・進路・非行など)に真摯に対応する	すべての子どもへの公平な対応、適正な評価・評定をする	専門的な知識や技能を發揮し、質の高い教育を行う	子どもに社会の規範やルールを身につけさせる	児童・生徒・保護者との信頼関係を構築する	子どもの安全(危機管理)に配慮する
1位 2位 上位7項目								
全体	276	58.0	55.8	42.4	26.8	26.1	17.8	17.8
の子ども	小学5年生	137	51.8	59.1	38.0	27.0	21.2	19.0
	中学2年生	139	64.0	52.5	46.8	26.6	22.3	16.5

(4) 住民アンケート調査結果の抜粋

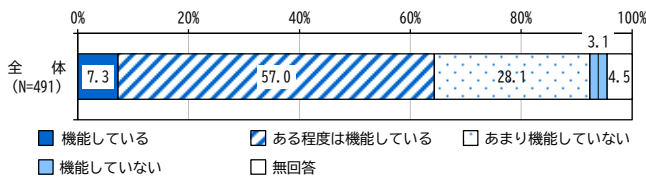
○家庭の教育力については、「機能していない」または「あまり機能していない」という回答が約3割となっており、地域の教育力については約半数が同様に回答しています。それぞれの教育力を回復させていく取り組みが引き続き課題となっています。

○運動不足を感じているかについては、「感じる」または「ある程度感じる」という回答が約8割となっており、特に若い世代でその割合が高くなっています。また、「いいスポーツクラブ」について、「知らない」という回答が半数以上となっており、町内のスポーツ施設や各種教室、講座等の周知啓発及び利用の促進が課題となっています。

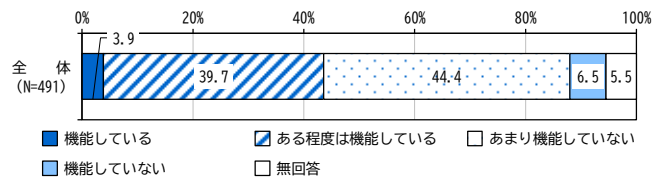
○子どもたちや教育について課題と感じていることについては、「子どもたちの問題行動やいじめ・不登校」や「子どもたちの道徳心や規範意識等」という回答が約4割と多くなっています。

○町の教育振興について特に力を入れるべきことについては、「豊かな心を育む人権・道徳教育」や「学力の向上」、「体力の向上や健康教育」、「不登校やいじめ問題の解消」という回答が多くなっています。

<家庭の教育力が機能していると思うか>



<地域の教育力が機能していると思うか>



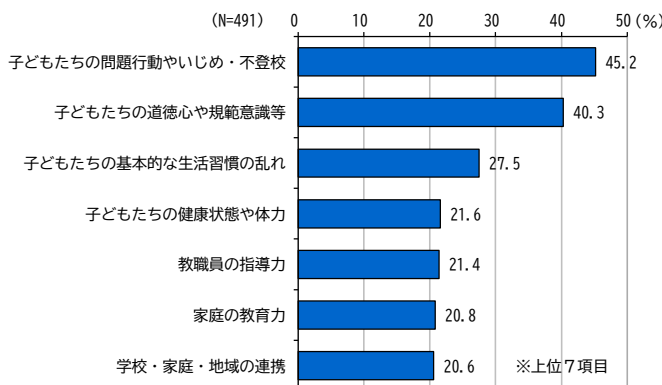
<普段、運動不足を感じているか>

【表の見方】 比率(%) 網掛け=	調査数	(1)	(2)	(3)	(4)	無回答
		感じる	ある程度感じる	あまり感じない	<ほとんど感じない(まった)	
全体	491	56.0	23.6	13.2	4.7	2.4
性別						
男性	204	52.0	25.0	13.2	7.4	2.5
女性	279	58.8	22.9	13.6	2.2	2.5
年代別						
30歳以下	82	56.1	26.8	11.0	6.1	-
40歳~50歳代	128	68.0	16.4	10.2	4.7	0.8
60歳代	100	50.0	29.0	17.0	3.0	1.0
70歳以上	177	50.3	24.9	14.7	5.1	5.1

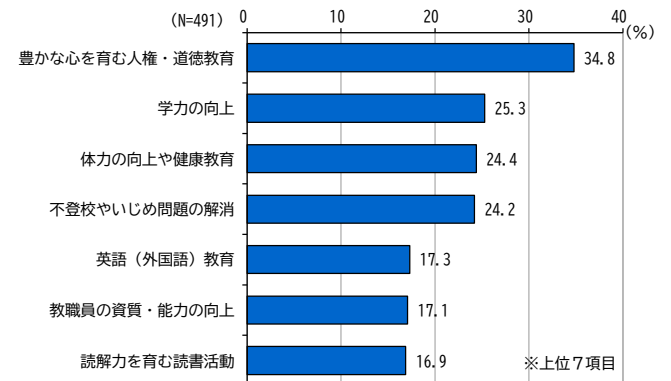
<「いいスポーツクラブ」を知っているか>

【表の見方】 比率(%) 網掛け=	調査数	(1)	(2)	(3)	無回答
		参加している	参加しているが、	知らない	
全体	491	6.7	34.8	55.2	3.3
地区別					
石井	197	7.6	32.5	57.4	2.5
浦庄	65	6.2	35.4	58.5	-
高原	61	3.3	32.8	60.7	3.3
藍畑	67	3.0	41.8	52.2	3.0
高川原	98	10.2	34.7	48.0	7.1

<子どもたちや教育について課題と感じていること>



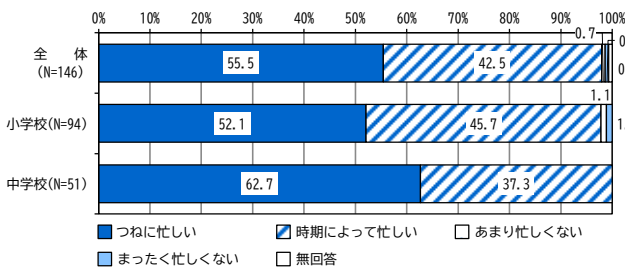
<町の教育振興について特に力を入れるべきこと>



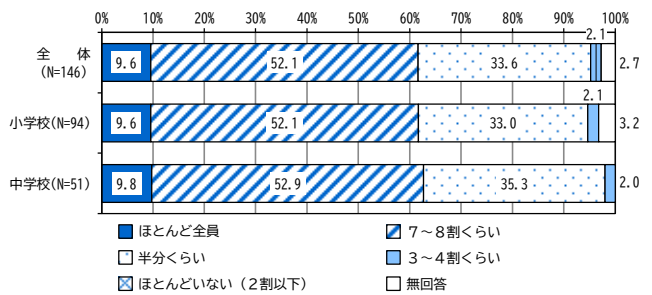
(5) 教職員アンケート調査結果の抜粋

- 全国的に問題になっている教職員の多忙化については、「つねに忙しい」という回答が全体の半数以上となっており、特に中学校では62.7%と6割を超えています。
- 授業の内容を概ね理解している児童生徒の割合については、小学校・中学校いずれも「ほとんど全員」または「7～8割くらい」という回答が6割程度となっており、前回の調査結果と比較すると小学校の割合が2割以上低くなっています。
- 教職員からみた、子どもが身につける必要性の高い能力や態度と、実際に身につけている能力や態度の関係性については、必要性が高いのに身につけていない項目として、「自分の考えを表現する力」、「自ら学ぼうとする意欲」、「生き方や進路について考える力」が挙げられます。

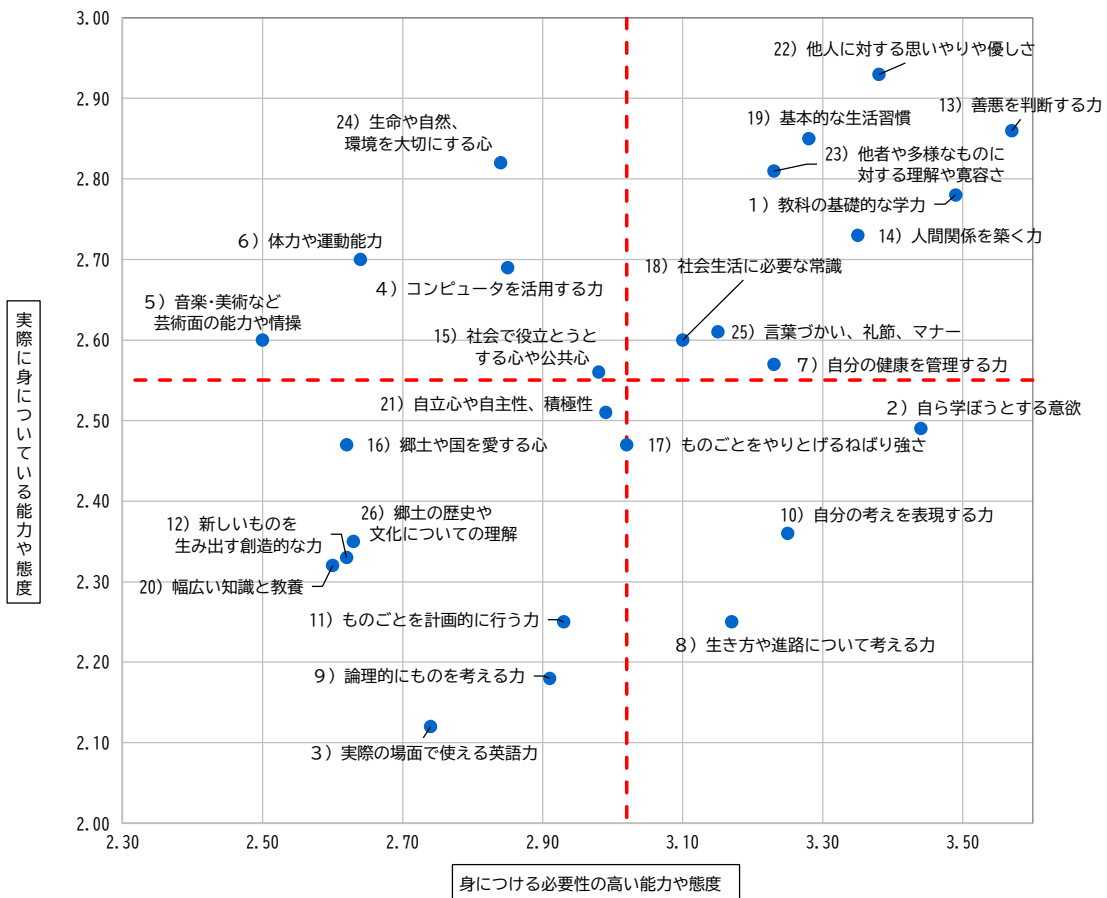
<職務の忙しさについて>



<授業の内容を概ね理解している児童生徒の割合>



<身につける必要性の高い能力や態度と実際に身につけている能力や態度の関係性>



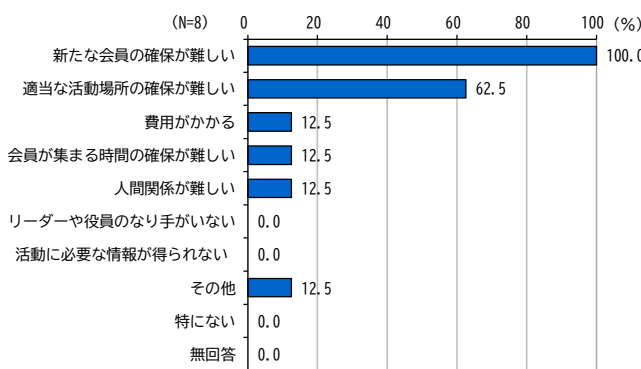
(6) 教育関係団体アンケート調査結果の抜粋

○PTAやスポーツクラブ、コミュニティ推進協議会等の地域で活動する教育関係団体の活動上の課題については、「新たな会員の確保が難しい」という回答が特に多くなっています。また、「適当な活動場所の確保が難しい」という回答も62.5%と多くなっています。

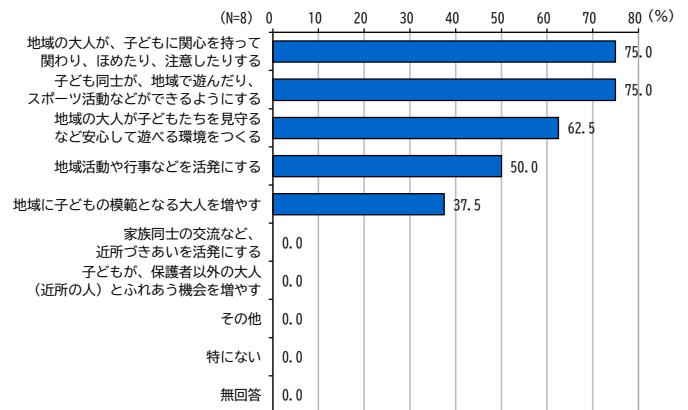
○地域の教育力を高めるために必要な取り組みについては、「地域の大人が、子どもに関心を持って関わり、ほめたり、注意したりする」、「子ども同士が、地域で遊んだり、スポーツ活動などができるようにする」が同率の75.0%と多くなっています。

○子どもたちや教育に関して課題と感ずることについては、「子どもたちの健康状態や体力」が62.5%と最も多く、次いで「学校・家庭・地域の連携」50.0%、「学校の施設や設備」37.5%となっています。

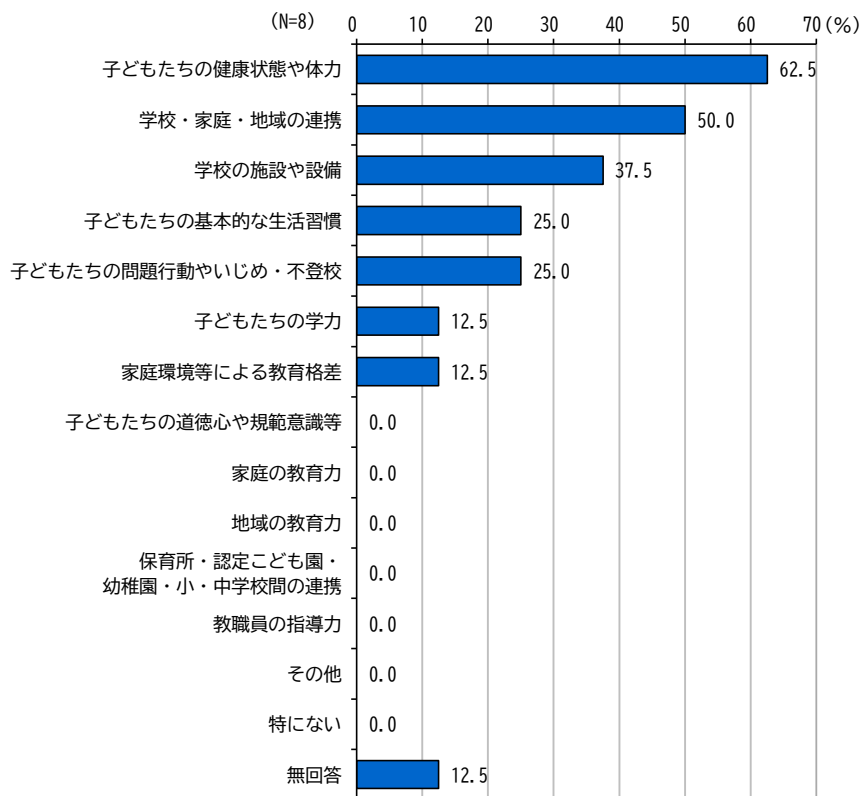
<団体の活動上の課題（困っていること）>



<地域の教育力を高めるために必要な取り組み>



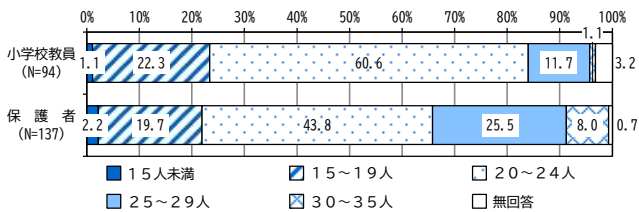
<子どもたちや教育について課題と感ずていること>



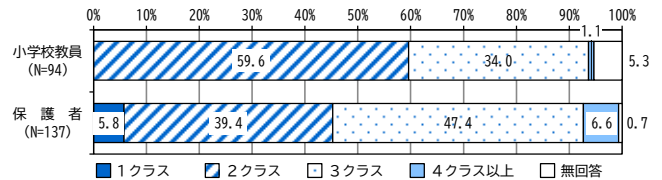
(7) 小学校の適正規模について

- 小中学校ともに児童生徒数の減少が進むと推計されています。また、それに伴い学級数が減少することが見込まれます。
- 小学校1クラスあたりの適正な児童数については、小学校教員の回答では、「20～24人」が60.6%と最も多くなっています。保護者の回答では、「20～24人」が43.8%と最も多く、次いで「25～29人」が25.5%となっています。
- 小学校1学年あたりの望ましいクラス数については、小学校教員の回答では、「2クラス」が59.6%と最も多く、次いで「3クラス」が34.0%となっています。保護者の回答では、「3クラス」が47.4%と最も多く、次いで「2クラス」が39.4%となっています。
- 小学校1クラスあたりの適正な児童数及び小学校1学年あたりの望ましいクラス数を回答された理由については、小学校教員、保護者ともに「一人一人に目が行き届き、学習において丁寧な指導が期待できる」、「一人一人に目が行き届き、丁寧な生徒指導が期待できる」が多くなっています。

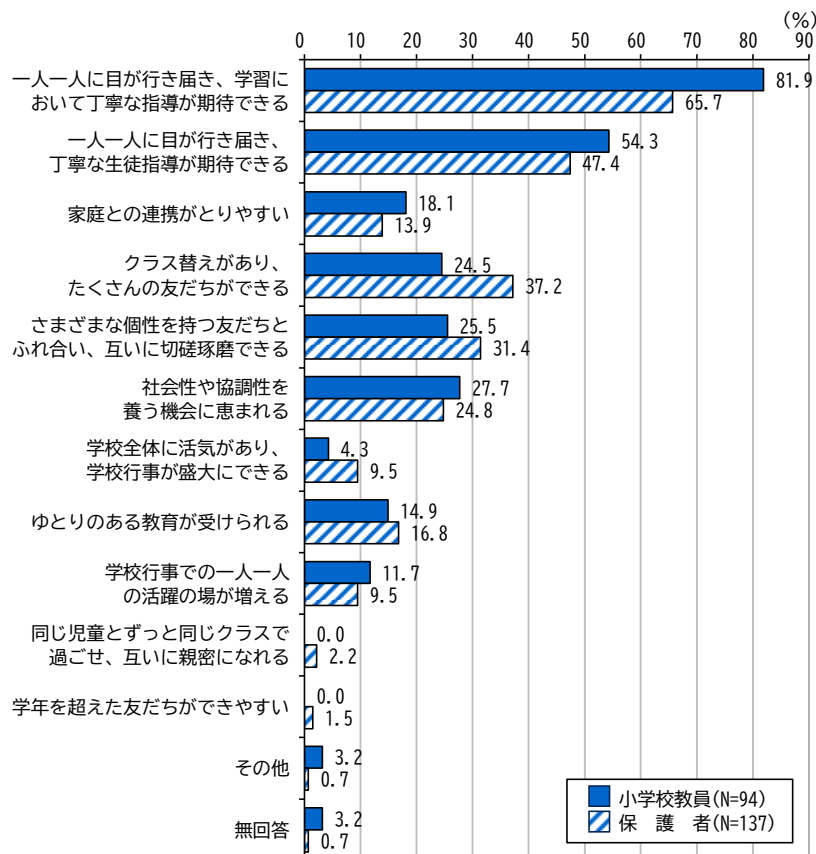
<小学校1クラスあたりの適正な児童数>



<小学校1学年あたりの望ましいクラス数>



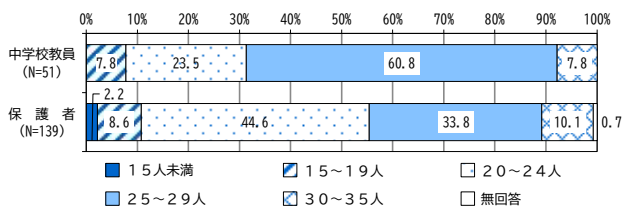
<小学校1クラスあたりの適正な児童数及び小学校1学年あたりの望ましいクラス数を回答された理由>



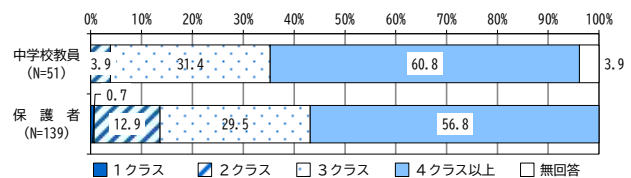
(8) 中学校の適正規模について

- 小中学校ともに児童生徒数の減少が進むと推計されています。また、それに伴い学級数が減少することが見込まれます。
- 中学校1クラスあたりの適正な生徒数については、中学校教員の回答では、「25～29人」が60.8%と最も多くなっています。保護者の回答では、「20～24人」が44.6%と最も多く、次いで「25～29人」が33.8%となっています。
- 中学校1学年あたりの望ましいクラス数については、中学校教員の回答では、「4クラス以上」が60.8%と最も多く、次いで「3クラス」が31.4%となっています。保護者の回答では、「4クラス以上」が56.8%と最も多く、次いで「3クラス」が29.5%となっています。
- 中学校1クラスあたりの適正な生徒数及び中学校1学年あたりの望ましいクラス数を回答された理由については、中学校教員、保護者ともに「一人一人に目が行き届き、学習において丁寧な指導が期待できる」、「一人一人に目が行き届き、丁寧な生徒指導が期待できる」が多くなっています。

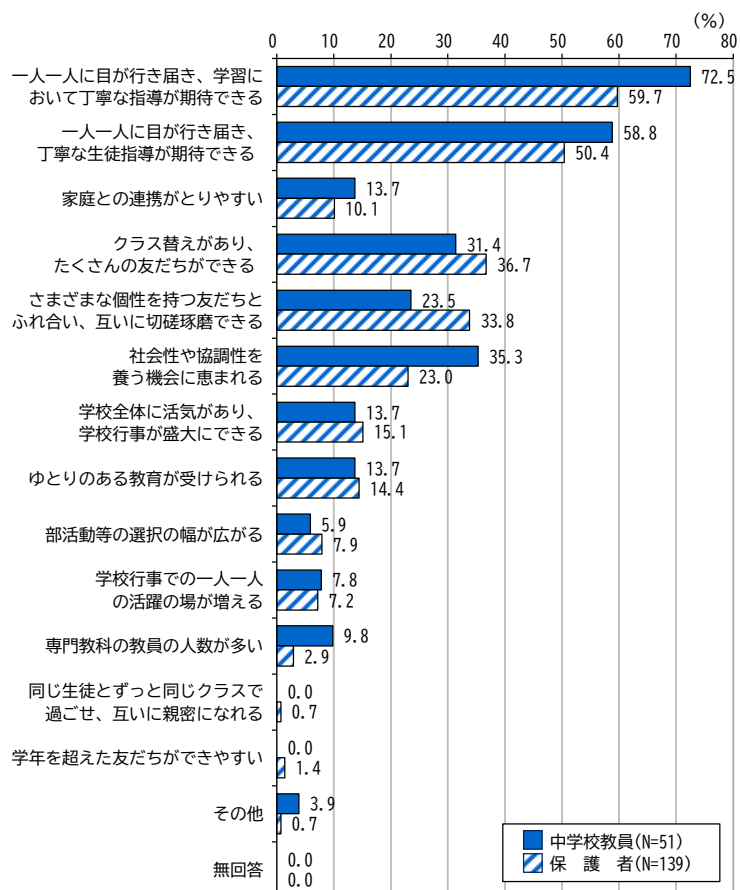
<中学校1クラスあたりの適正な生徒数>



<中学校1学年あたりの望ましいクラス数>



<中学校1クラスあたりの適正な生徒数及び中学校1学年あたりの望ましいクラス数を回答された理由>



4 第3期計画における取り組み状況

令和3年6月に策定した第3期計画に基づいて推進してきた教育施策について、これまでの本町の実施状況を踏まえるとともに、その成果と課題をまとめました。

基本方針Ⅰ 心豊かでたくましく生きる力を育む教育の推進

取組状況

- ・全国学力・学習状況調査や徳島県学力ステップアップテスト^{*}の結果を分析し教職員間で共通理解し、児童生徒の指導に生かすとともに、保護者にも分析結果を周知し、家庭と連携して学力向上を図っています。
- ・一人一台端末を配備し、情報モラル教育・プログラミング教育等のソフトを導入することで情報活用能力の育成に努めています。
- ・各校で校内研修を実施し、自己肯定感・自己有用感・自己効力感を育む「ポジティブな行動支援」を取り入れ、教員や児童生徒のやりがい・達成感につなげています。
- ・各校に複数の特別支援教育支援員を配置し、全職員に特別支援教育^{*}に関する校内研修を行い、個々の子どもの特性に応じた個別指導に努めています。
- ・道徳教育で「いじめはゆるされない」ことを児童生徒にしっかりと学ばせています。
- ・幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿を年間指導計画に可視化しています。
- ・月1回の園開放日や年1回の石井町幼稚園のつどい（子育て支援事業）を実施しています。
- ・「学びの架け橋プロジェクト指定事業」から継続した保育や授業公開を実施しています。
- ・毎年、各校の取り組みについて、児童生徒、保護者、職員にアンケートを実施し、取り組みを振り返るとともに、学校評議員による評価や学校運営協議会での評価を実施しています。

課題

- ・情報モラル教育を発達の段階に応じて体系的に推進したり、学校だけでなく地域や家庭との連携を図りつつ、情報モラルを身に付けさせる指導を適切に行う必要があります。
- ・幼児の育ちに個人差が大きく、療育施設と併用して通園している園児も増えており、担任1人でクラス活動を行うことや、体験の共有、行事の計画・運営等が難しくなっています。
- ・特別な支援や配慮を要する園児・児童生徒が増えてきていますが、慢性的な人員不足が課題となっています。
- ・全国的にSNS^{*}に起因する事犯の被害児童生徒数が高い水準で推移しており、子どもの犯罪被害が深刻な状況にあることに加え、子どもがインターネットを利用する時間が増え、不適切な受発信により犯罪やトラブルに巻き込まれる機会の増加も懸念されます。

基本方針Ⅱ 学校・家庭・地域の連携による学び合う教育環境の形成

取組状況

- ・小・中学校では令和4年度から学校運営協議会を導入し、保護者や地域住民等に協議の場に参画してもらい、学校運営への支援・協力の促進を図っています。
- ・幼稚園では保護者や地域ボランティア等の協力のもと、読み聞かせや畑訪問等を実施し、小中学校では地域の人材をゲストティーチャーとして招き、効果的な学習に努めています。
- ・毎年、各校の取り組みについて、児童生徒、保護者、職員にアンケートを実施し、取り組みを振り返るとともに、学校評議員による評価や学校運営協議会での評価を実施しています。
- ・幼稚園・保育所等への継続的な移動図書館車巡回を行うとともに、生活科等の授業の一環としての石井町中央公民館公民館（図書室）の見学会や職場体験学習の受入を行う等、地域と学校の連携強化を図っています。
- ・ラインネットを活用した防犯情報や災害情報の保護者への提供や、保護者や地域の協力のもと通学路の見守り活動を実施しています。
- ・各地区の親子会の活動に補助金を交付し、体験活動の支援・充実を図っています。
- ・インターネットによるいじめ被害や性暴力被害等防止を目的として、ユースサポーター制度の活用や、関係機関と合同でインターネットの安全な利用方法や相談窓口等の広報啓発活動を実施しています。

課題

- ・全国的に虐待件数が増加しており、子育て支援課や中央こども女性相談支援センター等の専門機関と連携を図り、迅速かつ適切に対応していく必要があります。
- ・地域と連携した教育活動の充実を図るため、より多くの住民や事業所に協力、参画してもらえるよう、教育活動への理解向上に努める必要があります。
- ・学校支援活動の充実に向けて、放課後子ども教室^{*}等の事業の継続や様々な学習の機会を提供するため、より多くの地域の参画が望まれます。
- ・学年が上がるにつれ、読書離れが進む傾向にあるため、移動図書館車の巡回スケジュールの検討や児童生徒に人気のある優良図書の整備等、気軽に読書を始めやすくなるよう、さらなる環境の整備が必要です。
- ・インターネットの危険性については、学校における指導のみで徹底できるものではなく、保護者が子どもとの信頼を基本に、正しくフォローできるような関わりが重要であることから、保護者も含めた安全なインターネット利用の啓発活動をより推進する必要があります。

基本方針Ⅲ 生涯にわたる生きがいと健康を支える学習・スポーツの支援

取組状況

- ・石井町中央公民館がリニューアルされ、快適な学習の場として活用されるとともに、生涯学習についての情報提供に努めています。
- ・石井町人権啓発講座「みらい」等で様々な人権問題について学習し、人権教育指導者の養成を図っています。
- ・石井町総ぐるみ人権啓発研修大会等の講演会で様々な人権問題の解決に向けた取り組みを行っています。
- ・四銀いしいドームが令和6年4月にリニューアルオープンし、トレーニング機器の入替や講座等を実施し、町のスポーツ施設の拠点となっています。
- ・文化芸術事業について、町広報、ケーブルテレビ、町ホームページ、ポスターの掲示等、幅広く情報発信し、周知啓発を図っています。
- ・町内の文化芸術の継承に取り組む団体に補助金を交付し、継承活動の支援を行っています。

課題

- ・石井町中央公民館を中心とした生涯学習の支援を行うが、分館施設の整備を含めたあり方等を検討していく必要があります。
- ・新たな人権問題等テーマ内容を変えながら、多様で魅力ある講演会や理解を深めるための人権教育の推進、関係機関との連携のもと、啓発活動の拡大、周知方法の工夫と改善を図る必要があります。
- ・スポーツ活動の参加者やスポーツ少年団の団員の減少、社会体育団体の高齢化や競技人口が減少傾向にあるため、新たな取り組みが必要となっています。
- ・文化を継承するためには後継者の育成が不可欠であるため、今後とも継続した支援活動が必要となります。
- ・文化財に関する展示や講演会への参加者、伝統文化の継承に関して世代等が偏っているため、より多様なニーズをもつ住民にリーチできるよう工夫が必要です。

第3章 計画の基本構想

1 目指す人間像

令和8年度から令和12年度までの5年間に本町の教育を通じて育成することを目指す人間像として、第3期計画の基本理念を引き継ぎ、次のように示します。

◎郷土を愛し 人を思いやるとともに 豊かな地域社会の創造に参画する人
◎健康を大切にし 意欲を持って学び 自己実現を図る人

本町は、豊かな自然や歴史、人情に恵まれた町であり、町のことをより深く理解し、愛することは、広い社会の中で生き抜いていくためにも、また、これからの町を創造し、発展させていくためにも重要なことです。また、これからの社会の中で人々が自分を生かし、幸せに生きていくためには、人々や地域社会の中に、自分を大切にし、お互いを思いやる意識がなければなりません。人権を土台として、人々が主体的に地域社会の創造に関わっていくことが、これからの石井町に住み、石井町を担っていくすべての人々にとって非常に重要な課題だと言えます。

このように、本町を愛する心、人権感覚、意識と実践力、主体的に本町や地域の創造に参画する意欲等を持った人を育て、支援することが、これからの本町の基本姿勢だと考えます。こうしたことを踏まえ、本町は「郷土を愛し 人を思いやるとともに 豊かな地域社会の創造に参画する人」を目指す人間像とします。

また、現代においては、一人一人が自分の個性を生かしながら、生きがいを見つけ、人生を充実させていくことが大切です。このため、生涯にわたり、意欲を持って学習し、自分の資質や能力を伸ばしていくことが必要になります。教育基本法には、教育の目的について「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身共に健康な国民の育成を期して行わなければならない。」と明記されています。つまり、教育には、個としての人格の完成と社会の形成者の育成を目指す2つの目的があります。

自己実現と社会貢献を図るために、本町においても、だれもが、いつでも、どこでも生涯にわたって学習することができ、学習成果を生かすことのできる生涯学習社会を構築する必要があります。こうしたことを踏まえ、本町は「健康を大切にし 意欲を持って学び 自己実現を図る人」の育成に努めます。

2 基本目標

石井町教育のこれまでの発展は、先人の知恵と努力により築かれてきたものであり、今後さらなる魅力を備え、将来にわたって発展し続けるためには、人と文化を育んでいくことが重要です。

目指す人間像の育成に向け、本計画の基本目標について、第3期計画を踏襲し、次のとおりとします。

**ふるさとを愛し 健やかな心を持ち
元気で よく学ぶ 人間の育成**

3 基本方針

基本目標の達成に向け、本計画に基づく取り組みの柱として、3つの基本方針を設定します。

基本方針Ⅰ 自ら学び、考え、心豊かで未来を拓く力を育む教育の推進

児童生徒それぞれの発達段階や特性等を踏まえつつ、主体性を持って学び、考え、豊かな人生を切り拓き、他者と協働し社会のために活躍する持続可能な社会の創り手を育てるため、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を着実に進めます。

また、学習指導要領や社会の変化に対応した取り組みを充実させるとともに、教職員や児童生徒のウェルビーイングの向上に向け、幼稚園、小・中学校を中心とした教育のさらなる充実を図ります。

基本方針Ⅱ 学校・家庭・地域等が協働し、信頼される教育環境の形成

学校・家庭・地域等が連携・協働し、信頼される教育の充実に取り組む環境づくりを進めます。また、子どもが安心・安全に学ぶことのできる環境整備や青少年健全育成活動の推進、家庭の教育力や地域の教育力向上に向けた支援を行います。

基本方針Ⅲ 生涯にわたる生きがいと健康を支える学習・スポーツの支援

住民のだれもが生涯学習や生涯スポーツ、文化・芸術活動に取り組むことができる環境づくりを進めます。また、本町の豊かな文化財の保存と継承、活用を図ります。

4 取り組みの体系

目指す人間像の育成及び計画の基本目標の実現に向けて、3つの基本方針を体系化し、それぞれの関連性を加味しながら取り組みます。

基本方針Ⅰ「自ら学び、考え、心豊かで未来を拓く力を育む教育の推進」	
(1) 確かな学力を培う教育の推進	(P. 28)
(2) 豊かな心を育む教育の推進	(P. 31)
(3) 健やかな体を培う教育の推進	(P. 33)
(4) 特別支援教育の推進	(P. 35)
(5) いじめ・不登校等への対応と教育相談の充実	(P. 36)
(6) 社会の変化に対応する教育の推進	(P. 38)
(7) 就学前教育の充実	(P. 40)
(8) 教職員の教育力の向上	(P. 42)
基本方針Ⅱ「学校・家庭・地域等が協働し、信頼される教育環境の形成」	
(1) 学校・家庭・地域が連携した教育の推進	(P. 44)
(2) 教育環境の整備・充実	(P. 45)
(3) 子どもの安全・安心の確保	(P. 48)
(4) 家庭の教育力向上の支援	(P. 50)
(5) 青少年健全育成活動の推進	(P. 52)
基本方針Ⅲ「生涯にわたる生きがいと健康を支える学習・スポーツの支援」	
(1) 生涯学習活動の支援	(P. 54)
(2) 社会体育・スポーツの振興	(P. 56)
(3) 文化・芸術活動の振興と支援	(P. 58)
(4) 文化財の保存・活用と継承	(P. 59)

第4章 施策の推進

基本方針Ⅰ：自ら学び、考え、心豊かで未来を拓く力を育む教育の推進

(1) 確かな学力を培う教育の推進

現状と課題

- ・知識の理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の導入を掲げた学習指導要領に基づく教育が始まっています。主体的・対話的で深い学びを実現するためには、一人一人の特性や発達段階に応じた「個別最適な学び」と、孤立した学びに陥らないよう「協働的な学び」の一体的な取り組みが求められています。
- ・本町の子どもの学力は、小学校段階では全国及び県平均と同じ水準で推移していますが、中学校段階になると全国及び県平均より低く、理解度の格差等が課題となっています。
- ・読書活動や語学学習の充実、教育DXの推進、生涯にわたって自ら学ぶ力や、変化の激しい時代を生き抜く力を育む取り組みのさらなる充実が求められます。

主な取り組み

① 各種調査結果の分析と指導方法の工夫・改善

取り組み	具体的な内容
各種調査結果の分析と共有	<ul style="list-style-type: none"> ・全国学力・学習状況調査や徳島県学力ステップアップテストの結果から各小・中学校における課題の把握や分析を進め、授業において指導方法の工夫・改善に生かします。 ・各小・中学校では、全国学力・学習状況調査の個人の結果をもとにした学校としての考察と今後の取り組みについて記述し、全保護者に通知し、家庭との共有を図ります。
教科指導の充実と指導方法の工夫・改善	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの学習意欲を高め、確かな学力を確実に身に付けさせるため、各学校において、校内研修を活性化させ、教科指導の充実を図ります。 ・校内学力向上推進委員会において、子どもたちの学力向上を図る取り組みを推進します。 ・「わかる授業」を展開し、言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力を育成するため、指導方法の工夫・改善を図ります。 ・複数の教員が協力して指導する「チーム・ティーチング」や少人数指導を活用し、児童生徒一人一人の特性を大切にしながら、その能力を最大限に伸ばす教育の充実に努めます。
基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的・基本的な知識・技能の習得、特に「読む・書く・話す」と「計算」の力を確実に身に付ける教育の充実に努めます。 ・すべての子どもにとってわかりやすく、意欲的に学習に取り組めるものとなるよう、めあての提示や振り返り活動に授業のユニバーサルデザイン化[*]の視点を取り入れます。 ・授業においてICT[*]機器を活用し、学習に興味・関心を持たせ、学習意欲の向上とすべての子どもの基礎学力の向上に努めます。

第4章 施策の推進

② 外国語教育の充実

取り組み	具体的な内容
幼稚園・小学校における外国語活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・園児、児童が言語や文化に興味を持ち、英語を聞いたり話したりして、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、幼稚園、小学校の連携を通し、「英語大好きな子どもを育む」ことを目的とする「石井町英語大好き事業」を実施します。 ・ALT※(外国語指導助手)を町立幼稚園・小学校に派遣し、外国語活動等の充実を図ります。
英語学習と円滑な接続	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校1・2年生の英語活動を町独自に実施し、幼稚園と小学校の英語教育の接続を図ります。 ・中学校英語教員による小学校出前授業を実施し、児童の実態や学習定着状況等を把握し、小・中の接続を図ります。

③ 教育の情報化の推進

取り組み	具体的な内容
ICT機器を活用した教育環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・校務支援システムやデジタル連絡ツールなどを活用した教育DXの推進により、教職員の事務処理の効率化を図ります。 ・情報教育担当教員がICT活用リーダーとなって、学校の情報教育を推進できるように努めます。 ・ICT支援員を雇用し、小・中学校におけるICTの活用を支援します。 ・町内小・中学校において、大型提示装置の整備などを行い、効果的に活用することで児童生徒の学習意欲を喚起し、わかりやすく魅力のある授業を実現していきます。 ・デジタル革新時代に生きる子どもたちにふさわしい、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現するため、児童生徒が1人1台のコンピューターを恒常的に利用できる環境づくりを進める「GIGAスクール構想」に応じ、小・中学校の環境整備と教職員の指導方法の充実を図ります。 ・感染症や不登校等の事情で登校できない場合の学びの保障にも対応したオンラインを活用した学習支援の充実を図ります。 ・学習履歴データやデジタル学習教材を活用した個別最適な学びと、各種アプリケーションを使った意見共有や比較検討などによる協働的な学びを実施します。
情報活用能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の「取捨選択」「共有化」「処理・活用」「発信」など、児童生徒の情報処理能力を育成し、発表・記録・要約・報告といった知識・技能を活用して行う言語活動の基盤を育成します。 ・情報機器についての正しい知識を身に付けさせ、家庭と連携しながら情報モラル・情報リテラシーの育成に努めます。 ・小学校学習指導要領の改訂に伴うプログラミング教育の実施に向け、文部科学省の「小学校プログラミング教育の手引」等を活用し、実践的な指導方法の確立に向けた研修・授業研究を進めます。

④ 子どもの読書習慣の定着

取り組み	具体的な内容
子どもの読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「石井町子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもが自分から進んで読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しつつ、幼稚園、小・中学校において、その自主的な読書活動を推進・支援します。 ・各学校、園において、新しい図書の購入、読み聞かせ活動、読書タイム、読書祭り等の様々な取り組みを通じ、子どもの読書への関心を高めていきます。また小学校1、2学年に対して、「どくしょにつき」を配付し、年齢に応じた良書との出会いを支援しています。

(2) 豊かな心を育む教育の推進

現状と課題

- ・子どもの自制心や規範意識の希薄化、生活習慣の乱れ、家庭や地域の教育力の低下、地域の大人や異年齢の子どもたちとのふれあいや体験活動の減少等を背景として、人間関係を築いたり、社会性を育んだりすることが難しくなっていると指摘されています。
- ・学習指導要領の趣旨を踏まえ、「特別の教科 道徳」の授業を要として、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を継続的に把握するとともに、発達段階に応じた指導や体験活動などを通じて、規範意識や人間関係を築く力、自然を大切にする心などを養い、自他のいのちを大切に、互いを認め合い、よりよい社会を創ろうとする人づくりの基盤となる道徳性をより一層養うことが求められています。
- ・一人一人の人権が大切にされ、互いが尊重される社会を実現するためには、子どもの発達段階に応じて、人権に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、人権への配慮が態度や行動に自然と現れるような人権感覚を身に付けさせることが大切です。
- ・各小・中学校において、定期的に学校生活についてのアンケートを実施し、子どもの人権が侵されることのないよう実態把握に努めています。
- ・小・中学生の保護者アンケート調査では、7割以上の家庭で子どもに携帯電話やスマートフォンを持たせていると回答しており、中学生では9割程度となっています。また、インターネットは、使い方によっては危険なこともあるということを教えている家庭は9割を越えており、インターネットの危険性についての意識の高まりもうかがえますが、今後も情報モラル教育を推進することが必要です。

主な取り組み

① 人権教育の推進

取り組み	具体的な内容
一人一人を大切にする教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育年間計画に沿った組織的・系統的な人権教育が推進されるよう、各幼稚園、小・中学校において研修を深めます。 ・教職員一人一人が自らの使命の自覚と豊かな人権感覚を身に付け、指導内容や方法についての工夫・改善を図ることができるよう、研修機会の確保や校内研修の充実に努めます。 ・特別活動や総合的な学習の時間などの内容等を創意工夫し、人権に関わる課題について、子どもが主体的に解決しようとする態度を育てます。また、新しい人権課題について、積極的に取り上げることができるよう、教育内容の工夫や研究を進めます。
家庭・地域と連携した取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・地域の連携を図り、子どもの発達段階を考慮しながら、計画的、継続的に人権教育を推進します。 ・町内の小・中学校の児童生徒を対象に、人権作文を募集し、「石井町総ぐるみ人権啓発研修大会」において小・中学生の人権作文発表や人権啓発ポスターの掲示を行います。

第4章 施策の推進

取り組み	具体的な内容
子どもの権利が守られる体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・園や学校・関係諸機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。 ・教育活動を通して、命のつながりやそのかけがえのなさに気付かせ、生命尊重の精神を培うよう努めます。 ・子どもが、教職員の温かいまなざしや人権への配慮が行き届いた環境の中で生き生きと自己実現できる園・学校文化の創造に努めます。

② 道徳教育の推進

取り組み	具体的な内容
道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に応じた指導や、家庭や地域と連携した体験活動などを通じた生活習慣や規範意識の確立など、より一層充実した道徳教育を実施します。 ・学習指導要領の趣旨・ねらいを踏まえ、道徳科の授業を中心として、教育活動全体を通して、道徳的実践意欲・態度を育てるために、全教職員が協力して道徳教育を推進します。 ・福祉施設の訪問、地域の清掃活動やリサイクル品回収活動を行うなど、各学校、家庭、地域の実態に応じた様々な活動を進めます。 ・中学生を対象に、命の大切さや性教育について学び、正しい理解を深める場として、「いのちの授業」を実施します。
国や郷土の伝統と文化に関する教育	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土徳島、郷土石井に誇りを持ち、日本人としての自覚を持って我が国を愛する児童生徒を育成するために、社会の発展に尽くした先人への尊敬と感謝の念を深めるとともに、石井を愛する心を育むなど、一層の充実を図ります。 ・地域教材の発掘と学習化を進めるとともに、郷土を愛し誇りを持たせる教育を進めます。
情報モラル教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の情報モラル意識と、情報活用におけるコンプライアンス※に関する知識の向上を目指し、人権尊重の視点に立ち、データの適正な管理に努めるとともに、個人情報の保護や著作権等に関する研修を充実させます。 ・コミュニケーションツール(SNS等)の利用拡大によるトラブルの未然防止のため、相手の状況や気持ちを考えた適切なコミュニケーションのあり方や、個人情報の重要性、著作権等の権利を尊重することの大切さについて、正しく理解できる教育を推進します。 ・スマートフォン、インターネット、ポータブルゲーム機等の過度の利用による生活習慣への影響について、自ら考え判断する学習活動を充実させます。 ・情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身につけさせるとともに、情報社会の危険から身を守る態度を育てるための教育を進めます。

(3) 健やかな体を培う教育の推進

現状と課題

- ・子どものスポーツ離れや体力の低下が指摘されています。運動をする子としない子の二極化や、運動習慣を十分身に付けていない子どもが少なくないこと、望ましい生活習慣の形成が不十分であること等が背景にあると考えられています。
- ・本町の小学生の体力・運動能力は、年度ごとのばらつきはありますが、ほぼ全国平均、徳島県平均の水準で推移しています。また、中学生の体力・運動能力は、男子は全国平均、徳島県平均を上回っていますが、女子は全国平均、徳島県平均を下回って推移しています。
- ・子どもたちが自分にあった運動を継続し、運動習慣の確立ができるよう取り組むとともに、健康教育、食育*を推進し、望ましい生活習慣の形成を図ることで、生涯にわたって健康な生活を送れる力を育成していく必要があります。
- ・小・中学生の保護者アンケート調査では、スポーツ振興において力を入れてほしいことについて、「子どもたちの体力向上」、「スポーツ教室・大会・イベントの充実」、「公共スポーツ施設の充実」という回答が多くなっており、児童生徒の体力向上、イベントやスポーツ施設の充実に向けた取り組みが求められています。

主な取り組み

① 体育指導の充実

取り組み	具体的な内容
学校体育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな運動やスポーツに挑戦する中で、技能や体力を高め、運動することの楽しさや喜び、達成感などを味わい、生涯にわたって運動やスポーツに親しむことができるよう、運動のおもしろさを味わうことのできる授業を工夫し、運動習慣の確立を図ります。 ・各小・中学校の体力の状況を分析し、児童生徒一人一人の体力向上目標値を設定し、体力向上に取り組めます。
社会体育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・運動イベントの開催やトップアスリートを招へいた講座を通じて、体力向上に関する町民への意識の高揚を図ります。

② 健康教育の推進

取り組み	具体的な内容
基本的な生活習慣の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・「早寝・早起き・朝ごはん」を合言葉に学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの生活リズムを整え、基本的な生活習慣を培う取り組みを推進します。 ・生活習慣に関する健康教育や小児肥満対策の充実を図るために、名西郡学校保健連合会を開催し、学校と家庭・地域をつなぎ、生活習慣や食生活の改善を図る取り組みを進めます。
健康教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用の危険性や有害性について、正しい知識と態度を身に付けさせるために、学校薬剤師と連携して、飲酒・喫煙・薬物乱用防止教室の開催を推進します。 ・性教育を推進する中で人権尊重の精神、男女平等の精神を培い、適切な意志決定や行動選択ができる学習指導を行います。

③ 食育の推進

取り組み	具体的な内容
学校給食を通じた食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭と各校の食育リーダーが連携・協力し、学校給食を「生きた教材」として活用しながら、小・中学校において、積極的に「食に関する指導」を実施します。また、幼稚園においても、学校給食を活用した食育の推進に取り組みます。 ・学校給食に石井町産の豊富で新鮮な食材を活用することにより、「野菜がおいしい」と感じられるような献立を工夫し提供するとともに、野菜摂取の大切さについて理解を深め、野菜摂取をはじめとする望ましい食習慣の形成に向けた取り組みを進めます。
食育の推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における食育推進委員会を開催し、各校における食育の推進と学校給食の充実を図ります。 ・「食物アレルギー対応マニュアル」の厳格な運用に基づき、研修の実施や校内支援体制を整え、職員の共通理解を図ることにより、食物アレルギーの事故防止や、発生時の迅速な対応に備えます。 ・アレルギー対応の食材を増やせるよう、栄養教諭や各校の食育リーダーと連携を図ります。
親子料理教室・講演会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・食を通じた心身の健全な育成のために、親子料理教室を実施します。 ・食事の重要性を知り、食を通じた心身の健全な育成のために、食育講演会を実施します。

(4) 特別支援教育の推進

現状と課題

- ・本町では、小学校5校、中学校2校すべての学校に特別支援学級を設置し、一人一人の子どもに応じた教育を実施しています。また、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対しても、一人一人のニーズに応じた支援や適切な指導ができるよう、町独自の特別支援教育支援員を必要に応じ各校に配置し、校内体制の充実に努めています。
- ・平成26年の障害者権利条約の批准をきっかけとして、国においては共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの理念に基づく特別支援教育の推進が課題とされています。障がいの有無にかかわらず同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、一人一人の個性や教育的ニーズに応じて、きめ細かく柔軟な支援体制が求められます。
- ・小・中学生の保護者アンケート調査では、特別支援教育について、本町として取り組むべきこととして、「個々の子どもの特性にあった支援」が7割台で最も多く、次いで「友だちや集団とのかかわりのなかでともに育ち合う環境の整備」が半数程度となっています。インクルーシブ教育の観点からも、この2つを両立させていくことが求められます。

主な取り組み

① 特別支援教育の推進

取り組み	具体的な内容
一人一人のニーズに応じた教育支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもにライフステージ[※]を通じた支援を適切に行うため、関係機関との連携等により「個別の教育支援計画[※]」を作成し、一人一人のニーズに応じた支援を行えるよう努めます。 ・「特別支援教育校内委員会」の設置、活動の強化など、校内支援体制の整備・充実に努め、支援を必要とする一人一人の児童生徒を全教職員が共通理解を図りながら見守る体制づくりを進めます。 ・発達障がい・情緒障がい等を有する児童生徒や保護者一人一人の教育的ニーズに応じ、困難さを改善するための相談事業を推進します。
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校内、また、関係機関や地域との連絡調整役として、特別支援教育コーディネーター[※]を配置し、関係者の連携をより一層深め、充実した支援を行えるようにします。 ・学校全体で特別支援教育を推進できるよう、学級担任、特別支援教育コーディネーター、特別支援教育支援員との連携を密にし、支援を要する児童生徒の個別の指導・支援の充実に努めます。 ・障がいのある児童生徒が学校生活に支障を来すことがないように、施設・整備等の改善を図ります。 ・全教職員を対象に、障がいに関する幅広く基礎的な知識を得るための研修、障がいに応じた指導内容・方法等に関する研修、事例研修など児童生徒一人一人に対応するための具体的・実践的研修を進め、特別支援教育に関する教職員の資質・能力の向上を図ります。

(5) いじめ・不登校等への対応と教育相談の充実

現状と課題

- ・本町では、いじめを起こさない児童生徒の育成を目指し、「いじめ・体罰等防止条例」を制定しています。また、不登校や発達障がい等の児童生徒への正しい理解、保護者への教育相談等の環境整備として、石井町教育支援センター「わかば学級」を設置し、鳴門教育大学の専門家に定期的な依頼を行い、相談活動を推進しています。
- ・住民アンケート調査では、子どもたちや教育について課題と感じていることについて、「子どもたちの問題行動やいじめ・不登校」という回答が4割を超え最も多くなっており、子どもたちの問題行動やいじめ、不登校に適切に対応するためには、当事者である児童生徒の人権が守られるとともに、学校・教育委員会・専門機関等が連携した組織的かつ積極的な取り組みが求められます。
- ・いじめの予防や解消に特に大切だと考えることについて、小・中学生の保護者・住民アンケート調査では、「保護者が自分の子に対して、いじめをしてはいけないことをしっかりと教える」が最も多くなっています。また、教職員調査では「学校全体として日頃から児童生徒の様子を注意深く観察する」、「担任教職員が児童生徒に対していじめをしてはいけないことをしっかりと教える」がいずれも6割を超えて多くなっており、教職員によるいじめの防止への取り組みを強化していこうとする姿勢がうかがえます。
- ・本町では、主に児童生徒生活指導員が対応する電話相談、相談室を利用して面談する来所相談、臨床心理士、公認心理師による教育相談を実施しています。相談数は年々増加しており、令和5年度は392件、令和6年度は698件の相談が寄せられています。

主な取り組み

① いじめ問題への対応

取り組み	具体的な内容
未然防止・早期発見・早期対応における組織的対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し、定期的にアンケートを行うなど、早期発見、適切な対応に努めます。 ・石井町いじめ・体罰等防止条例に基づき、各小・中学校においていじめを未然に防止するために、規範意識の確立に努めます。また、生命の尊さを理解し自分の命を大切にするとともに、他者の命も大切にす豊かな心の育成を図るために、道徳教育・人権教育を一層充実させます。 ・国・県・町及び各校の「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、組織的に「いじめを絶対に許さない」体制を確立します。また、いじめの積極的認知に努めます。 ・「石井町いじめ防止等対策委員会」を開催し、いじめから児童生徒を守り、いじめに係る情報の一元化を図り、学校・保護者・専門機関との相互連携及び迅速かつ適切な対応を図ります。 ・1人1台端末等による匿名相談アプリを活用した、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図ります。 ・専門の講師を招いて講演会を開催するなど、インターネット上のトラブルから児童生徒を守る取り組みを推進します。また、家庭や関係機関と連携した取り組みを推進します。 ・考え、議論する道徳の実現に向けて、主体的・対話的で深い学びを実現できるよう研究に努めます。

② 不登校問題への対応

取り組み	具体的な内容
不登校の予防と支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・わかる授業づくりや居場所づくり、友達との適切な関わり方など、不登校を防ぐための取り組みを学校教育全体で行い、魅力ある学校づくりを推進します。 ・一人一人の悩みや不安にきめ細かく対応するため、組織的な教育相談体制を確立するとともに、スクールカウンセラー[※]や関係機関との連携を強化します。 ・保護者との共通理解のもと、一人一人の状況に応じた適切な対応に努め、教育支援センター「わかば学級」における支援の充実と、関係機関との連携の強化による対応の向上を図ります。 ・不登校児童生徒を対象に、カウンセリング、集団生活への適応指導、学力補充等を組織的計画的に行い、集団適応力を高めるとともに、対人関係の改善に努め、学校復帰並びに社会的自立を図ります。 ・不登校の兆候が見られる児童生徒や、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒が、学校内で安心して学習したり、相談を受けたりできるようにするため、校内教育支援センターを設置し、個別に学習支援や生活面の支援を行い、児童生徒の学校復帰、教室復帰を支えています。

③ 教育相談の充実

取り組み	具体的な内容
相談体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・石井町教育支援センター連絡協議会の活性化を図るとともに、スクールカウンセラーによる相談体制の整備・充実を図ります。また、石井町教育委員会内に教育相談の窓口を設け、幼児児童生徒、保護者等の相談活動を進めます。 ・石井町教育支援センター内に配置している児童生徒生活指導員が電話相談・来所相談等を行うことにより、児童生徒、保護者の悩みや不安の軽減、学校との連携を図ります。 ・子どもの日常生活における変化に気を配り、悩みや不安を受け止める教育相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を強化します。

(6) 社会の変化に対応する教育の推進

現状と課題

- ・現代は将来の予測が困難な「VUCA4（変動性・不確実性・複雑性・曖昧性）」の時代とも言われています。デジタル化やグローバル化をはじめとする様々な社会の課題に子どもたちが柔軟にかつたくましく対応し、社会人、職業人として自立して生き抜く力を身に付けられるようにする教育の推進が強く求められています。
- ・学習指導要領では、主権者教育、消費者教育、防災・安全教育等、その時代の状況を踏まえた新しい教育の必要性について示されており、今後学校教育において対応していくことが求められます。
- ・学校と社会との接続を意識し、子ども一人ひとりに、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力や態度を育むキャリア教育※をはじめ、地域共生社会や多文化共生等の社会的な課題に対応した教育の充実が求められます。

主な取り組み

① キャリア教育の推進

取り組み	具体的な内容
社会的自立に必要な態度や能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力（人間関係形成能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力）を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ります。 ・児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達段階に応じた進路指導・キャリア教育を推進します。 ・社会人・職業人として自立できるよう、地域や地元産業と連携・協力し、児童生徒の勤労観・職業観を育成します。 ・「キャリアパスポート」を活用し、計画的なキャリア教育の実施を推進します。
主体的な進路選択の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の能力・適性、興味・関心、障がいの状況や将来の進路希望に基づき、保護者と連携しながら、生徒が主体的に進路を選択できるよう個に応じたガイダンス機能を充実させます。 ・各高等学校・専修学校等の特色をはじめ、生徒が必要な進路情報を得られるように、幅広い進路資料の収集・整備を図り、積極的に活用できるよう工夫します。
体験学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各中学校において、実際に職場において働くことを通して、勤労観・職業観を育成するため、地域の企業や施設などにおける職場体験を実施します。 ・小学校段階から、当番活動や係・委員会活動などの日常的な役割に組み込み、責任を果たすことにより、自分の所属する集団に貢献することや働く喜びを実感させます。

第4章 施策の推進

② 次世代の町民を育てる教育の推進

取り組み	具体的な内容
環境・資源・エネルギーに関する教育	<ul style="list-style-type: none"> ・本町では全小・中学校が、とくしまGXスクール認定校となっており、引き続き環境教育の充実に取り組みます。 ・環境に関する科学的理解を深め、環境保全に向けた人間の責任と役割を果たそうとする実践力を養います。 ・身近な地域の環境問題から地球規模の問題まで、幅広く関心を持ち、発達段階に応じて理解を深めるよう指導します。また、問題を解決していこうとする実践的態度を、家庭や地域と連携して育成します。 ・SDGsの実現に向けた取り組みを学校の内外で推進し、持続可能な発展についての理解の促進を図ります。
主権者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・民主主義社会における主権者として、適切に行動するための基礎を養う主権者教育に取り組みます。 ・自らの権利を守り、行使することや、他者の権利を尊重することについて、児童生徒の理解を深めます。
消費者教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者としてより安全で安心な生活を営むための基礎を養う消費者教育に取り組みます。
防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害の教訓は、災害発生時に、自ら危険を予測し、回避するための「主体的に行動する態度」の育成が重要であることを示しています。各幼稚園、小・中学校においては、子どもたちの命を守ること、また自らの生命を守る行動がとれる子どもたちを育てることを念頭におき、防災教育の充実と防災体制の整備を図ります。 ・学校安全教育に関する計画を策定し、避難訓練等を実施します。

③ 社会的な諸課題に対応する教育の推進

取り組み	具体的な内容
福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がいのある人との交流などを通して、思いやりの心や共に生きる心、他者を尊重する態度を育てます。 ・車いす体験などの活動、奉仕活動やボランティア活動などへの参加を通して、福祉に対する理解を深めます。 ・点字、手話、車いす体験、高齢者疑似体験などの体験学習を実施し、福祉についての正しい知識の普及に努めます。また、障がい者や高齢者との交流などにより、障がい者や高齢者に対する正しい認識が持てるよう、福祉教育の充実に努めます。
多文化共生の教育※環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語を母語としない子どもの受け入れのために、日本語指導に必要な支援体制の確保に努めます。 ・異なる文化を認め合い、共に活動する多文化共生の考え方について、子どもや保護者の理解促進を図ります。

(7) 就学前教育の充実

現状と課題

- ・幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。幼児は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を養い、人として、社会の一員として、より良く生きるための基礎を獲得していきます。幼児期における教育が、その後の人生を大きく左右する重要なものであることを認識し、幼児の育ちについて常に関心を払うことが必要です。
- ・幼稚園においては、「遊び」という直接的・具体的な体験を通して、興味・関心を広げ、人との関わり、仲間との協働的な経験、規範意識や思考力の芽生え等、大切な学びを獲得し、生涯にわたる「生きる力」の基礎を育むための教育を行っています。
- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく、活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であることを踏まえて、指導を行っています。
- ・質の高い充実した就学前教育を実現するため、教職員の資質及び専門性の向上を図るとともに、就学前教育の学びが小学校での生活に円滑につながるよう、更なる連携・接続が求められています。

主な取り組み

① 幼稚園教育の充実

取り組み	具体的な内容
幼児期に育みたい資質・能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育要領を軸とした教育課程の実施に努め、幼児期に育みたい資質・能力の育成を図ります。 ・幼稚園の環境の中に教育的価値を含ませながら、幼児が自ら興味や関心を持って「遊び」に取り組み、試行錯誤し、望ましい方向に向かって発達できる環境を通して行う教育の実践に努めます。 ・遊びを通して非認知的能力(忍耐力、自己制御、目標への情熱、社交性、敬意、思いやり、自尊心、楽観性、自信など)を身に付ける教育の実践に努めます。 ・充実した幼稚園教育を実現するため、教職員の資質及び専門性の向上を目指した研修を積み重ね、さらなる幼稚園教育の振興に努めます。 ・計画的に教育環境を構成し、幼児一人一人の発達の課題に応じた適切な指導を通して、心身の調和的な発達を促す教育を充実していきます。 ・日々の保育記録による振り返りや、教職員同士の情報交換や相談等、担任だけでなく、多数の教職員が関わり、幼児一人一人の発達課題を明らかにし、必要な援助や適切な環境構成につなげていきます。
子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域の教育力の向上を図り、地域における幼児期の教育の拠点としての役割が果たせるよう、未就園児及びその保護者の交流の場の提供や、子育て相談、情報の提供など子育て支援の充実に努めます。

第4章 施策の推進

取り組み	具体的な内容
預かり保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園に通う園児を対象に、保護者の就労などにより、幼稚園閉園時間後や長期休業期間に保育を要する場合に預かり保育を実施しており、幼児の成長・発達段階に関する共通理解や情報交換等、保護者のニーズに応じた支援を行います。
小学校との円滑な接続	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所・認定こども園がその後の小学校生活への円滑な移行につながるよう、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を深め、併せて、家庭・地域との連携を深めます。
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の状態に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、組織的な対応を行うため、スクールカウンセラーや療育施設、関係機関との連携を深め、専門性のある相談・支援体制の整備を図ります。 ・「ポジティブな行動支援」でよいところ、がんばっているところを褒め、認めることで望ましい行動を増やし、子どもの自信とやる気を育てます。
安全教育の充実と安全管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、遊具の定期的な点検を行い、安全環境の整備に努めます。 ・危機管理マニュアル等を作成し、全教職員で共通理解するとともに、避難訓練等を定期的実施し幼児の安全確保に努めます。また、避難訓練については地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫して行います。 ・地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるように努めます。
専門指導員による保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・英語指導員による「英語大好き事業」を取り入れ、異文化や他言語に触れる機会をもち、国際感覚を養います。
学校評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園における教職員による自己評価と学校関係者評価を実施、公表し、幼稚園運営の改善に役立てます。
ボランティア活動の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や関係団体等と連携し、幼児のよりよい成長を支える教育の充実を図ります。

(8) 教職員の教育力の向上

現状と課題

- ・学習指導要領に対応し、これからの本町の教育を充実させていく上で、とりわけ学校教育の主たる担い手である教職員の資質能力の向上は、鍵となる重要課題です。子どもたちの人格形成に直接関わるという重大な職務を担っている教職員には、強い使命感と高い倫理観、総合的な人間力が特に求められています。
- ・教職員へのアンケート調査では、全国的に問題になっている教職員の多忙化については、「つねに忙しい」という回答が全体の半数を超え、中学校では6割以上となっています。特に忙しさを感じる業務については、「授業、授業準備、学習指導」が約半数と最も多くなっていますが、「事務・報告書作成」も約4割となっており、中学校では「部活動・クラブ活動、児童・生徒会指導」という回答が約半数と多くなっています。教職員の多忙化の防止と勤務時間の適正化を図り、本来の役割を十分に発揮できる環境づくりが求められます。
- ・教育職員の業務が長時間に及ぶ状況が課題となっています。教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら専門性を発揮して、生き活きと児童生徒への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいと両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うための業務量管理・健康確保措置実施計画を策定しています。
- ・学習指導要領では、カリキュラム・マネジメント※という視点を導入し、各学校において児童生徒や学校・地域の実態を適切に把握した上で、必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的または物的な体制の確保と改善を図っていくこと等を通して、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を進めていくことが求められています。

主な取り組み

① 教職員の指導力の向上

取り組み	具体的な内容
各種研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の研修を充実させ、教職員の資質・能力の向上に努めます。 ・学習指導要領に基づいて校内授業研究会を充実させるなど、学校全体の取り組みとして指導方法の工夫・改善に努め、指導力を高める取り組みを推進します。 ・経験豊富な教職員の知識や技術を伝えられるよう工夫するなど、教職員が互いに学び合う環境づくりを推進します。
教職員の使命感と高い倫理観の保持	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が使命感と高い倫理観を持ち、自らを厳しく律し、社会的に信頼されるよう、各種の研修等を通じた取り組みを推進します。 ・セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどがなく、一人一人が意欲を持って教育活動に当たれるよう教職員協働の職場環境づくりを進めます。
職員体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各幼稚園、小・中学校への英語指導員、特別支援教育支援員の配置、中学校部活動指導員の配置などによって、きめ細かな指導の充実を図ります。

第4章 施策の推進

取り組み	具体的な内容
主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善	<ul style="list-style-type: none"> ・観察・実験、調査・研究、発表、討論などの体験的・問題解決的な学習を取り入れ、思考力、判断力、表現力などを育むとともに、「活用する力」を身に付けられるよう、学習指導の工夫・改善を図ります。 ・児童生徒が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動や相互意見交流などを計画的に取り入れて、主体的に学習に取り組む態度を育成します。

② 教職員の業務量等の適正化

取り組み	具体的な内容
勤務時間の適正化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員への校務用コンピューターの貸与、校内のネットワーク整備、校務の効率化を図るための校務支援システムの活用により、教職員の業務の効率化を進めます。 ・保護者対応や部活動の見直し、教員や学校を組織的に支援する体制の充実、地域人材の活用等を通じ、教職員の負担の軽減と、子どもと向き合い授業や指導の充実に充てる十分な時間の確保を図ります。
教職員の心身の健康の維持・増進	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の健康維持・増進を図るため、働き方改革を推進します。 ・教職員を対象としたメンタルヘルス相談や心理カウンセリングの充実、ストレスチェックの定期実施など、教職員のメンタルヘルスの維持・増進を図ります。
教職員の勤務状況等の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ安全衛生委員会を開催し、業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき、教職員の長時間労働を是正し、心身の健康を確保することで、教育職の魅力を高め、ひいては質の高い教育を実現します。

③ 学校経営の改善と充実

取り組み	具体的な内容
学校経営の改善とカリキュラム・マネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育目標の実現と主体的・対話的で深い学びの促進に向け、児童生徒や地域の実情などを踏まえ、教科横断的な視点で、教育内容を組織的に配列し、教育課程を実施・評価して改善を図るカリキュラム・マネジメントの確立を目指します。 ・校長・園長のリーダーシップの下、組織的・機能的に運営され、地域に開かれた信頼される学校の実現と、子どもや地域の実態に応じた特色ある教育活動の実施に取り組めます。 ・学校・園の管理職に対して、適正な経営に向けた助言などの支援を行える体制を整備します。
学校評価の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価システムの充実を図り、すべての学校が自己評価の実施と結果の公表を行うとともに、保護者や学校運営協議会委員等による学校関係者評価についても積極的に推進するように努めます。 ・点検・評価結果に基づき、課題や問題点を分析し、施策や事業等の見直し、改善に努めることにより、学校の活動計画の着実な実施に役立てるよう努めます。
幼稚園・小学校・中学校の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・小学校・中学校の教育活動の円滑な接続に向け、学校間の連携した取り組みや教職員の共同研修、情報共有等を推進します。 ・いわゆる「小1プロブレム[*]」や「中1ギャップ[*]」と呼ばれる、接続期の問題や不適応に対応するため、発達段階を踏まえた教育活動の改善、育ちと学びの連続性・一貫性を意識した指導の見直し、児童生徒や教職員の相互交流等に取り組み、一人一人の子どもに丁寧目配りされた円滑な接続を図ります。

基本方針Ⅱ：学校・家庭・地域等が協働し、信頼される教育環境の形成

(1) 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

現状と課題

- ・本町では、令和4年度からすべての小・中学校で学校運営協議会（コミュニティ・スクール※）を設置し、保護者や地域の方に学校運営に参画してもらい、学校と地域が一体となって子どもの育成に取り組んでいます。また、幼稚園では、保護者や地域住民等の相互の意思疎通や協力関係を高めるために学校評議員会を実施しています。
- ・本町内の各幼稚園・小学校・中学校では各学校にPTAの組織があり、保護者と教師が自ら研修に努め、一致協力して幼児児童生徒の健全な育成と人間形成を養うことを目的として活動しています。

主な取り組み

① 保護者・地域に開かれた学校づくり

取り組み	具体的な内容
地域と学校の連携協働のさらなる推進に向けた取り組み	・住民・保護者・地域の団体・関係機関等が学校支援活動の実施と調整に参画し、学校を核としたコミュニティづくりを推進する地域学校共同活動など、地域と学校の連携協働体制の推進を図ります。
学校運営協議会、学校評議委員会の推進	・学校運営について、保護者や地域住民等の意向の反映や協力を得ること、学校としての説明責任を果たしていくことを目的とし、小・中学校には学校運営協議会、幼稚園には学校評議委員会を設置しています。 ・学校運営協議会員、学校評議員には、運営状況や評価活動についての説明や日頃の教育活動の公開を行い、学校運営に対しての意見を受けています。
保護者・地域に信頼される学校づくり	・学力調査等の結果の分析や各学校の取り組み方針について、保護者に情報提供し、教育活動への理解の促進を図ります。 ・学校・園通信の発行、ホームページの定期的な更新などを通して、積極的に教育活動を公開します。
PTA活動の充実	・幼稚園、小・中学校のPTA組織において、家庭教育や交通安全、教育研修等の取り組みを推進します。 ・保護者や地域の人々の学校行事等への参加・協力を進め、家庭と地域が連携して学校を支援する体制づくりを推進します。 ・地域の実情や社会状況を踏まえた活動の見直しや、役員の負担の軽減等、PTA活動のあり方の検討を進めます。

② 地域と連携した教育活動の充実

取り組み	具体的な内容
特色ある学校づくりの推進	・地域住民や事業所等の協力のもと、地域の歴史や伝統文化、産業等について、体験を通じて学ぶ活動をすべての幼稚園、小・中学校で実施し、地域と連携した特色ある学校づくりを推進します。 ・専門的な知識・技能を有する個人や団体を講師やゲストティーチャーに招くなど、住民参画の教育活動を進めます。

取り組み	具体的な内容
学校支援活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動として保護者や地域住民の力を結集し、学校の各教育活動を支える学校支援の活動を充実させ、学習活動、安全確保、環境整備など、学校・家庭・地域が一体となった子どもの育成を推進します。 ・放課後等に子どもの学習支援や体験活動を行う放課後子ども教室を、地域と連携して実施します。

(2) 教育環境の整備・充実

現状と課題

- ・町内小中学校の規模は、令和7（2025）年度において、小学校では一校あたり17学級から6学級、中学校では12学級と6学級となっており、学校間に大きな開きがあります。今後も小中学校の児童生徒数の減少が進むと予測されることから、学級数のさらなる減少が見込まれています。
- ・本町の学校施設は、建築より相当年数が経過しており改築改修等の対策を講じる必要があるため、石井町学校施設長寿命化計画に基づき事業実施を計画的に検討しながら、学級数の適正化や持続可能な学校運営の確立を図っていく必要があります。また、児童生徒の活動の場であるとともに、災害時には避難所として活用される屋内運動場について、教育環境の向上・避難所機能強化を目的とし空調設備の導入を検討しています。今後も教育施設・設備の充実及び教育環境の多様化に応じた環境改善を進めていく必要があります。
- ・各幼稚園施設については、耐震化工事等を完了していますが、浦庄幼稚園、藍畑幼稚園、高川原幼稚園は築50年を経過し老朽化が進んでいます。また、人口減少社会を迎え、幼児数が年々減少するなか、幼稚園の小規模化が進んでいます。
- ・学校給食を適正かつ円滑に実施するため、調理等の業務を一括処理する施設として昭和58年に給食センターを設置し、「安全、安心でおいしく、魅力ある給食」を目指して、町立の幼稚園、小・中学校の児童生徒と教職員に学校給食を提供してきました。令和3年度より新給食センターが稼働しており、アレルギー除去食の提供等のさらなる充実を図っていく必要があります。
- ・医療的ケア児及びその家族が個々の状況に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっており、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が令和3年9月に施行されています。
- ・令和7年3月に「第3次石井町子どもの読書活動推進計画」を策定し、県等と連携して子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

主な取り組み

① 学校施設・設備の整備・充実

取り組み	具体的な内容
学校施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・石井町学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設・設備の老朽化に伴う改修や設備の更新を基本としつつ、今後の施設の在り方等について検討を行います。 ・学校施設への不審者の侵入を防ぎ、園児・児童生徒の学校内での安全を確保するための施設改善や、施設・設備のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化等の教育環境の向上を図り、安全で安心な教育環境の整備に努めます。 ・熱中症対策や災害が発生した際の避難所環境の向上を図るため、体育館への空調設備を進めます。
幼稚園施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園では、建物及び施設部分の経年劣化による改修、修繕が必要となっており、幼児数の減少も踏まえ、安心安全な施設環境及び、集団規模を確保するための対策を進めます。
教育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭からインターネットを通じて参加できる遠隔授業の実施等、ICTを活用した教育のさらなる展開に対応できるよう、教育設備の整備・充実を進めます。 ・教職員の創意工夫を活かした教育のさらなる充実や、家庭・地域と連携した取り組みの促進に応じ、魅力的な教育環境を維持・促進するために必要な設備等の充実を図ります。
学校におけるクラス数や児童・生徒数の規模の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者、学校関係者等の意見を十分に伺いながら、その地域の子どもたちにとって最適な学習環境を、将来にわたって確保するための学校のクラス数や児童・生徒数の規模の適正化に向けた取り組みを推進します。
水泳授業及びプール施設のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・学校プール施設は、老朽化対策が大きな課題となっています。また水質管理などに要する教職員の負担軽減、保守費用等を含めた効率的な施設利用を図るため、四銀いしいドームを活用した水泳授業の実施を検討します。
医療的ケア児の受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児が学校生活を安心・安全に送ることができる環境や体制の整備に努めます。

② 学校給食の充実

取り組み	具体的な内容
安心・安全でおいしい給食の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全でおいしい給食を提供するために、使用食材の安全確保、食品衛生管理の徹底、新鮮な地場産物や旬の食材の導入に努めます。また、栄養のバランスがとれた魅力ある給食を目指し、今後も町内産の食材や郷土料理を献立に取り入れる等の工夫や改善を図っていきます。 ・食物アレルギー対応食として、対応が必要となる児童・生徒について「乳・卵」の除去食を提供します。 ・夏季休業期間中、公立幼稚園及び学童保育への昼食の提供を行います。

第4章 施策の推進

取り組み	具体的な内容
地産地消と啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒や保護者を対象に、地場産物を活用した給食献立を募集し給食に取り入れます。料理の内容やレシピは給食だよりや校内放送等で周知します。 ・給食で活用する地場産物の生産者を訪問・取材し、その内容を給食だよりに掲載し、地場産物についての関心を深めます。 ・毎月19日の「食育の日」や、6月の「食育月間」及び「石井町盛りだくさんの週」、1月の「学校給食週間」等の機会において、地場産物を活用した給食を実施し、給食だより等で家庭への啓発活動を行います。
アレルギー対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインによる「除去食対応」や「代替食対応」について、順次対応を図ります。また、「除去食対応」については、可能な範囲で対応メニューを増やしていきます。

③ 読書環境の整備・充実

取り組み	具体的な内容
子どもの読書環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・移動図書館車の活用等を進め、石井町中央公民館図書室を中心とした、子どもの読書活動のさらなる充実を図ります。 ・子どもが読書に親しむ機会の充実に向け、学校・家庭・地域が連携した取り組みを推進するとともに、子どもの読書を推進する環境づくりと社会的気運の醸成に向けた啓発や情報提供を推進します。 ・学校図書館図書の計画的な整備に努め、魅力的な学校図書館づくりと利用の促進を図ります。
読み聞かせ活動の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんと保護者が絵本を通してふれあうきっかけづくりとして、5～6か月児を対象にボランティアスタッフが読み聞かせをし、絵本をプレゼントするブックスタート事業を実施します。 ・石井町中央公民館図書室を中心に、ボランティア団体と連携し、絵本の読み聞かせを実施し、幼児、児童の読書への興味・関心を引き出します。

(3) 子どもの安全・安心の確保

現状と課題

- ・本町内の幼稚園、小・中学校では年間3回以上の避難訓練を実施しています。また、各幼稚園、小・中学校の防災計画を見直し、様々な自然災害や火災などの場面に応じて、避難経路や家庭への連絡体制、通学路の安全確認などの緊急時の対応マニュアルの見直しを図っています。
- ・通常の学校生活では、施設設備について定期的日常的な安全点検を行い、事故防止に努めています。登下校時の安全確保については、地域の学校応援団、保護者の方々と学校が連携し、幼児児童生徒の安全を見守っています。
- ・子どもたちへの虐待対応件数が増加しています。児童虐待により子どもたちが傷つき、亡くなることのないよう、子育て支援課と連携していきます。
- ・令和6年6月に子ども・若者育成支援推進法が改正され、ヤングケアラーが国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象に明記され、ヤングケアラー支援における学校等の役割が示されています。
- ・住民アンケート調査では、子どもたちの登下校時や遊んでいるときなどに、地域の子どもを見守っているかについて、「いつも見守っている」または「ときどき見守っている」という回答が約4割となっており、子どもの見守りに関わっていることが示されています。

主な取り組み

① 防災の取り組みの充実

取り組み	具体的な内容
防災の取り組みと災害対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各校で毎年校内防災管理マニュアルを見直し、職員会や校内研修で職員の共通理解を図ります。 ・各小・中学校に大災害を想定した防災グッズ等の保管を進めます。緊急避難時の水の確保、防災食、毛布などを備蓄し、いつどんな場合にでも対応できるように準備します。 ・避難訓練について、引き渡し訓練など、実践的に機能する訓練となるよう保護者や地域との連携を図ります。

② 安心・安全な教育環境づくり

取り組み	具体的な内容
登下校及び地域における安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・PTAや地域との連携を深め、子どもの安心・安全確保を図ります。また、通学路の安全を確保するため、小学校区の通学路の実態調査や安全点検を実施しています。 ・警察や関係機関との連携を密にし、児童生徒の安全な登下校及び地域での防犯や交通事故防止に努めます。 ・不審者等の抑止効果と子どもに安心感を与えるため、地域とPTA、石井町青少年育成センターが連携し、定期的に巡回パトロールを実施するとともに、より効果的に地域ぐるみでの安全体制の整備を図ります。

第4章 施策の推進

取り組み	具体的な内容
安全に関する教育と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全教育に関する計画を作成し、交通安全教育や、避難訓練、防災教育を計画的に実施することで、児童生徒に危機対応能力の基礎が身に付くように努めます。 ・幼稚園、小中学校保護者への緊急メール連絡システムを活用した防犯・防災情報を提供します。 ・情報の安全な取扱いに関する情報セキュリティ教育を進めます。
児童虐待の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ・学校において児童虐待と疑われる事案に気づいた際は、速やかにチームとして対応し、子育て支援課に通告するとともに、関係機関と連携を図ります。
ヤングケアラーの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーに関する相談があった場合やヤングケアラーと思われる児童生徒について、相談窓口である子育て支援課と情報を共有し、各種福祉サービスの提供や学校での見守り強化を図ります。

(4) 家庭の教育力向上の支援

現状と課題

- ・家庭は、子どもの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は、全ての教育の出発点です。家族とのふれあいを通じ、子どもの基本的な倫理観・自制心や自立心を育むことが大切です。
- ・少子化・高齢化・核家族化・価値観の多様化など、急激な社会の変化が、家庭や地域の教育力の低下をもたらしていることが社会的な課題となっており、保護者の不安や悩みの軽減を図るなど、家庭の教育力向上のための支援が求められています。
- ・令和7年度から令和11年度を計画期間とする第3期石井町子ども・子育て支援事業計画を策定し、親子関係を基盤にし、子どもが基本的な生活習慣等を身につけられるよう、家庭教育学級の開催等により、家庭における教育力の醸成を支援しています。
- ・住民アンケート調査では、家庭の教育力については、「機能していない」または「あまり機能していない」という回答が約3割となっており、家庭教育に支援を必要とする保護者が少ないことがうかがえます。
- ・家庭での教育が、人格形成の行われる場のうちで最も基本的な、しかも最も大切な場であるとの認識のもと、「家庭教育を町全体で支える」という考えを基本とし、子ども、保護者、地域等の実態を踏まえ、現在及び将来を見据えながら本町内の関係機関、団体、地域や他の市町村と連携し、計画的に家庭教育支援に取り組む必要があります。

主な取り組み

① 子育て支援の充実

取り組み	具体的な内容
子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画に基づき、妊娠・出産から学校教育への接続まで、切れ目のない支援の充実に取り組みます。 ・子育て家庭を、幼稚園・保育所・認定こども園・学校、ボランティア、自治会、事業所、行政等が連携して、地域ぐるみで支え合うまちづくりを進めます。
子育て・教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てや子どもの教育への不安や子どもの育ちに関する悩みを抱える家庭に対して、必要な情報提供や関係機関への橋渡しなど、不安や悩みを解消できるよう支援します。

② 家庭の教育力向上の支援

取り組み	具体的な内容
家庭の教育力向上の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての保護者の親としての学びや育ちを応援するため、家庭教育に関する情報提供や学習機会の提供等の取り組みを推進します。 ・「早寝・早起き・朝ご飯」運動、「石井町の3つのしつけ」運動等を推進し、家庭における基本的な生活習慣の形成と、前向きで積極的な姿勢や自主・自立の態度をはじめとする豊かな社会性の育成を図ります。 ・家庭学習の必要性について保護者との共有を図るとともに、学校・保護者等が連携して家庭学習の習慣の定着に取り組む環境づくりを進めます。

第4章 施策の推進

取り組み	具体的な内容
家庭の教育力向上の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級講座を開催し、保護者や地域住民が家庭教育や社会問題について学ぶ機会の提供に努めます。 ・人権啓発講座を開催し、保護者や住民の人権意識を高める学習機会や場づくりのための施策を推進します。 ・学力の向上、基本的な生活習慣の確立や食育、ICT機器の活用等、家庭と学校が連携した効果的な教育活動の推進に向け、保護者を対象とした啓発や情報提供の充実を図ります。 ・男女共同参画社会構築の促進に関する町民の意識の醸成を図るとともに、学校や関係機関、団体等と連携し、家庭教育支援を促進する取り組みを進めます。
地域で家庭教育を支える環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校を通じた様々なつながりの中で、助け合いながら子どもの育ちを応援していく環境づくりに向け、保護者同士の交流や地域における多世代の交流を図ります。 ・各地区の親子会の活動を支援し、体験活動の充実を図ります。

(5) 青少年健全育成活動の推進

現状と課題

- ・次代を担う青少年が、自他共にかけがえのない存在であることを認識し、また社会の一員であることを自覚し、自ら進んで社会参加できるよう、家庭・学校・地域が連携して青少年の健全育成を支えることが求められます。
- ・本町では、「石井町青少年育成センター」が、青少年の健全育成活動や相談活動の中心として、また、家庭・学校・地域の連携の拠点として活動を展開しています。また、青少年健全育成石井町民会議では、家庭、学校、地域社会をはじめ青少年育成センター、警察署等関係機関との連携を図りながら、青少年の健全育成、社会参加等に努めています。
- ・近年、青少年の問題行動は、潜在化、多様化、複雑化しており、学校や家庭においても実態を把握しにくい状況があります。今後も石井町青少年育成センター、青少年健全育成石井町民会議、警察署等関係機関を中心に、各地域における街頭補導活動、非行防止活動、環境浄化活動に努めます。

主な取り組み

① 青少年の健全育成

取り組み	具体的な内容
青少年健全育成活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機関において相談しやすい環境を整備し、問題行動を起こした青少年等の保護者や様々な悩みを持つ青少年に対して適切な助言・支援等を行います。 ・地域社会の協力を得て、関係機関、学校、PTA等が連携し、補導活動の充実を推進します。 ・「校外生活連絡協議会」や「石井町青少年育成センター」などの既存の組織の活性化を図ります。 ・問題行動を起こした青少年が地域社会で立ち直れるよう関係機関、学校、地域の人々等が連携し多様な立ち直りの支援を行います。 ・いじめから子どもや青少年を守るために、行政・教育機関・地域・家庭が相互に協力し、社会全体で、いじめを許さない環境づくりを推進します。 ・青少年のひきこもりやニート等困難を抱える若者やその家族に対応するため、わかば学級や石井町青少年育成センター等が連携して相談体制づくりに努めます。

② 健全育成体制の充実と環境整備

取り組み	具体的な内容
健全育成体制の充実と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・少年の非行防止のため、非行防止教室、薬物乱用防止教室等の開催のほか、地域の人々と連携し、多様な活動の機会や場所づくりのための施策を推進します。 ・水難事故防止のために危険水域などを調査し、標柱を作製・設置し、水泳期間中は、石井町青少年育成センターと警察、小・中学校が連携して河川パトロールを実施しています。 ・子ども自身の危機回避能力を高めるため、保護者・地域・警察等と連携し、各小学校で不審者対策訓練や防犯教室を推進します。 ・地域での見守り活動の充実や地域を越えた情報の共有等、地域ぐるみで実施する非行防止活動並びに健全育成活動をさらに推進します。 ・インターネットトラブル、特に、青少年の非行やいじめ等にかかる問題に関して、教育活動の中で、パソコンやスマートフォン等の正しい知識や使い方マナーの習得を図ります。 ・フィルタリング※の設定やウイルス対策、ペアレンタルコントロール※に関して、協力を得られるよう各家庭に啓発活動を推進します。 ・青少年の健全育成を阻害する有害図書を回収・廃棄することにより、環境浄化活動を推進します。 ・幼稚園、小・中・高等学校に対し、不審者に関する情報の提供を依頼し、各校(園)、関係機関などの諸施設に情報を発信し、注意喚起を促します。 ・町内5地域の青少年健全育成石井町民会議における子ども見守り活動を長期休業日に実施し、安全確保を図ります。 ・小・中・高等学校と連携して、子どもたちの下校時間帯に町内(特に公園・大型商業施設等)を巡回し、事件・事故の未然防止に努めます。

基本方針Ⅲ：生涯にわたる生きがいと健康を支える学習・スポーツの支援

(1) 生涯学習活動の支援

現状と課題

- ・長寿化が進展する人生 100 年時代において、生涯を通じたウェルビーイングの実現に向け、自己を高めていく学習活動や社会や地域への貢献活動が不可欠であり、生きがいのある生活を続けていくために、生涯学習の果たす役割は、ますます重要となっています。
- ・国においてもいったん教育期間を終えたのちに、改めて学び直しを行う「リカレント教育」を提唱するなど、誰もが人生の各場面で生じる個人や社会の課題の解決につながる学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、学びの場や活躍できる環境の整備が求められています。また、生涯学習を通じて社会的な問題への関心を高め、地域活動やまちづくり活動への参加につなげていくことが大切です。
- ・性別や年齢、人種、経済的地位、障がいの有無などを理由とする差別や偏見が問題とされるほか、近年増加しているインターネットやSNS上でのいじめや誹謗中傷などの新たな人権問題も生じており、地域における教育・啓発の推進や個別の人権課題の解決に向けた取り組みも必要とされています。
- ・住民アンケート調査では、今後やってみたい習い事や学習活動の分野について、若い世代では「スポーツ・レクリエーション」、「家庭・生活に関すること」、「職業に関する知識や技能」という回答が多く、高齢の世代では「園芸に関すること」、「特になし」という回答が多くなっています。

主な取り組み

① 生涯学習の機会の提供

取り組み	具体的な内容
住民のニーズに応じた学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・住民のライフステージに応じた学習・文化活動の要望に応えるため、多様な学習の機会や場の提供に努めます。 ・講義、講演のほか討議、実習、見学、制作、協議、ワークショップなど多彩な学習方法を取り入れたり、ICT機器を活用した学習機会の提供等、関心を持ちやすく参加しやすい取り組みを推進します。
社会の変化や地域の課題に即した学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの養成や地域や社会において求められる人材育成のための学習、地域の問題を考える機会の提供等、社会や地域の課題に即した学習の促進を図ります。 ・子育ての支援や介護予防、ICT機器の活用等、現代社会を生きる上で必要となる知識や技術を学べる機会の充実を図ります。

第4章 施策の推進

② 誰もが生涯学習に参加できる環境づくり

取り組み	具体的な内容
生涯学習施設等の整備や情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域にあった施設のあり方を模索し、公民館や図書室をはじめとする生涯学習施設の充実を図り、住民が個人やグループで行う学習活動を支援します。 ・講座・イベントや生涯学習施設利用に関する情報を住民が必要に応じて入手できる環境づくりや、生涯学習への参加の機運の醸成に向け、多様な媒体を通じた情報発信、情報提供を推進します。
学習活動への参加のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが生涯学習活動に参加できるよう、託児サービスの提供や手話通訳者の派遣、読書バリアフリーの推進等の支援の充実を図ります。 ・識字学習・日本語学習をはじめとする基礎的な学習の機会の提供に努めます。

③ 人権教育・啓発の推進

取り組み	具体的な内容
人権問題に関する教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・石井町人権擁護の推進に関する条例の趣旨に基づき、学校・地域の実態を踏まえつつ、あらゆる機会と場を通じて、人権に関する学習を展開し、人権教育・啓発を推進します。 ・人権相談を充実させるため、町や関係施設で広報、ケーブルテレビ、本町ホームページ等を使って相談窓口の周知に努めます。
個別の人権課題の解決に向けた取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題・外国人等、個別の様々な人権課題の解決に向けた取り組みの充実を図ります。 ・インターネットによる人権侵害や性的マイノリティ※の人権をはじめ、新たな課題や様々な人権問題への取り組みを推進します。

(2) 社会体育・スポーツの振興

現状と課題

- ・スポーツは体を動かすことにより、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらす、さらには、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に大きな役割を果たしています。特に高齢化の急激な進展や、体を動かす機会の減少が予想されるこれからの社会においては、生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かなライフスタイルを構築することは大きな意義があります。
- ・「生涯スポーツ」とは、誰もが生涯の各時期にわたって、それぞれの体力や年齢、目的に応じてスポーツを楽しむことです。いつでも、どこでも、スポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の実現を目指す取り組みが必要になります。
- ・住民アンケート調査では、普段運動不足を「感じる」という回答が56.0%と半数を超え、「ある程度感じる」の23.6%と合計すると、住民の4分の3が運動不足を感じていることが示されています。一方で、スポーツに関する教室や講座への希望については、「健康・体力づくりが中心の講座」が66.8%と最も高く、次いで「中高年のスポーツ」が36.7%、「少年スポーツ（男女）」が15.3%となっています。
- ・年齢を問わず誰もがスポーツを楽しめる「生涯スポーツ」へのニーズは高くなっており、「情報提供の充実」、「高齢者の健康と交流の場づくり」、「健康・体力づくりの活動の充実」等の要望が多くなっています。

主な取り組み

① 生涯スポーツの振興

取り組み	具体的な内容
誰もが参加できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが身近にスポーツに参加できる機会を得られるよう、スポーツ施設の整備や学校体育施設の活用等を進めます。 ・本町の自然を生かしたスポーツ活動や、ウォーキング等のだれもが参加できるスポーツ活動の振興を図ります。
団体・指導者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者資格の重要性を鑑み、石井町スポーツ協会や地域スポーツ団体の育成・支援を進めます。 ・スポーツ推進員の活動の充実や指導者の育成等を進め、住民のスポーツ活動に適切な指導が受けられる環境づくりを進めます。

② 社会体育・競技スポーツの振興

取り組み	具体的な内容
社会体育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の状況に即したスポーツ・レクリエーションの機会や場を工夫し、心身の健康増進と相互の親睦を図ります。 ・競技スポーツの大会やレクリエーションスポーツの大会の開催等、スポーツイベントの開催を支援します。 ・スポーツ少年団等の子どものスポーツ活動の大会開催を支援します。 ・少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ活動に親しむ機会の確保・充実のため、生徒にとって望ましい活動環境の構築を図ります。

第4章 施策の推進

取り組み	具体的な内容
社会体育団体の活動支援	・石井町スポーツ協会を支援することで、所属団体等の活動の活性化を図ります。

③ スポーツ推進体制の整備

取り組み	具体的な内容
スポーツ推進体制の整備	・総合型地域スポーツクラブ※「いしいスポーツクラブ」を支援し、町内のスポーツ振興を図ります。 ・「四銀いしいドーム」の利用の促進と各種講座や体験活動等の充実を図ります。 ・介護予防の分野で行われている「いきいき100歳体操」等、高齢化や健康志向に対応した、町行政内部関係部署の取り組みとの連携を強化します。

(3) 文化・芸術活動の振興と支援

現状と課題

- ・本町では、石井町中央公民館・分館を利用して、町民の多様な文化活動が行われており、各地区では文化祭が行われています。
- ・住民アンケート調査では、この1年間の間に生涯学習活動をした人のうち、26.3%が「文化芸術活動」と回答しており、これは「スポーツ・レクリエーション」の42.7%に次で高い数値となっています。生涯学習の一環として、文化芸術活動に取り組む人が多いことが示されています。
- ・小・中学生保護者及び住民アンケート調査では、文化・芸術活動をより充実させていくために必要な取り組みについては、いずれも「住民が文化・芸術にふれられる機会の充実」が6割以上と最も多く、次いで「文化・芸術関係の教室の開催」、「文化・芸術に関する情報の提供」となっており、身近に文化芸術に触れる機会の創出や、教室の開催や情報の提供に向けた取り組みが求められています。

主な取り組み

① 文化芸術活動への参加機会の提供

取り組み	具体的な内容
幅広い世代が文化・芸術に触れる機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児から高齢者まで、幅広い世代を対象にした文化芸術の鑑賞事業や普及参加型の事業の実施に努めます。 ・文化芸術事業について、町広報、ケーブルテレビ、町ホームページ、ポスターの掲示など幅広く情報発信し、周知を進めます。 ・子どもたちが優れた文化芸術活動にふれる機会を充実させるため、鑑賞やワークショップなどの体験活動を学校に対して積極的に提供するように努めます。 ・障がいの有無にかかわらず、文化芸術活動に参加できるための支援の充実に努めます。 ・少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的に文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実のため、生徒にとって望ましい活動環境の構築を図ります。

② 文化芸術活動の活性化

取り組み	具体的な内容
住民主体の文化芸術活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で活動する文化団体の活動支援、施設の利用促進、自主事業の合同開催等を行い、その活動の活性化を図ります。 ・芸術文化の推進による地域の活性化を目的として、文化団体との連携・協働により、町民の文化芸術活動の発表の場づくりに努めます。 ・優れた成果を収めたり、継続的に活動がなされたりしている個人、あるいは団体を、積極的に顕彰する制度の充実に努めます。

(4) 文化財の保存・活用と継承

現状と課題

- ・文化財は、我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれて私たちの世代に伝えられてきた貴重な財産です。これを保護し次世代に伝えていくことが、今を生きる私たちの役割です。また、文化財の本質的な価値を明らかにし広く周知することは、地域の文化環境を高め、住民が地域の理解を深めるとともに、郷土に誇りを持ち、豊かで活気のある地域社会の実現につながります。
- ・令和元年5月に、本町を含む徳島県内の吉野川流域9市町が申請した「藍のふるさと 阿波～日本中を染め上げた至高の青を訪ねて～」が日本遺産に認定されました。こうした歴史・文化遺産の保存・継承や、教育やまちづくりへの活用を進めていくことがこれからの課題となります。
- ・住民アンケート調査では、町で行っている文化財の保護活動について、「関心がある」または「どちらかといえば関心がある」という回答は約4割にとどまり、「関心がない」または「どちらかといえば関心がない」という回答の方が上回っています。年齢別にみると、高齢世代の方が関心がある人が多く、若い世代ほど関心がない人が多くなっています。

主な取り組み

① 文化財の調査と保存・保護

取り組み	具体的な内容
文化財の調査と保存・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に点在する文化財について、重要性や保存状態等を考慮して、計画的な調査を進め、町指定文化財に指定するなど適切な保護を行い、町内外に周知します。また、住民と連携した今後の保存・活用について検討を進めます。 ・指定文化財の所有者及び管理者に対しての補助や後世に引き継ぐための支援を行います。
文化財を活用した教育・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財をめぐるウォーキングイベントの開催や、広報誌等を通じた文化財に関する情報発信を行い、住民への周知や理解の促進を図ります。 ・文化財を活用した教育・啓発を推進し、郷土の歴史文化の魅力を発信するとともに、郷土愛の育成を図ります。 ・日本遺産を持続的にまちづくりに活用できるよう、経済・観光部局とも連携を進めます。

② 伝統文化の継承と活用

取り組み	具体的な内容
伝統文化の継承と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・町民により守り伝えられている祭りや獅子舞などの各地域の伝統行事は、地域への愛着と誇りを育む貴重な文化資源であるため、こうした伝統行事を記録し、公開することで、町民の自主的な文化伝承活動を促進します。 ・古くから守り伝えられてきた藍染めについても、体験教室などの経験を児童生徒に広げます。 ・学校と地域が連携し、子どもたちがふるさとの自然、歴史、生活文化を学ぶ機会を増やし、地域の伝統文化への理解を深め、多くの伝統行事にふれあう機会を充実させることにより後継者の育成を図ります。

資料編

1 計画の策定経過

実施日	実施内容
令和7年7月	中学生及び小・中学生保護者アンケート調査の実施 ・町内在住の中学2年生 213人を対象 ・町内在住の小学5年生・中学2年生の保護者 421人を対象
令和7年8月	教職員及び教育関係団体アンケート調査の実施 ・町内の小中学校に勤務している教職員を対象 ・町内で活動している教育関係団体を対象
令和7年8月～9月	住民アンケート調査の実施 ・町内在住の18歳以上の住民1,400人を対象
令和7年12月19日(金)	第1回石井町教育振興基本計画(第4期)策定委員会 ・アンケート調査の結果報告 ・計画素案について
令和8年1月14日(水) ～令和8年2月4日(水)	パブリックコメントの実施 ・意見なし
令和8年3月19日(木)	第2回石井町教育振興基本計画(第4期)策定委員会 ・パブリックコメントの結果について ・計画最終案について
令和8年3月	計画策定、公表

2 石井町教育振興基本計画(第4期)策定委員会名簿

区分	名前	役職	備考
学校教育	高橋 淑子	石井町幼稚園長会 代表	
	遠藤 岳哉	石井町小学校長会 代表	
	田中 貴之	石井町中学校長会 代表	
保護者代表	横山 浩二	石井町 PTA 連合会 会長	
	岡本 大輔	石井町 PTA 連合会 副会長	
	森西 正典	石井町 PTA 連合会 副会長	
	中川 雅史	石井町 PTA 連合会 副会長	
	正木 美智子	石井町 PTA 連合会 副会長	
	山下 翔	石井町 PTA 連合会 副会長	
石井町役場代表	黒川 浩	石井町役場 参事	
社会教育課代表	川端 裕之	社会教育課 課長	
子育て支援課代表	河崎 洋子	子育て支援課 課長	

3 石井町教育振興基本計画（第4期）策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）に基づく第4期石井町教育振興基本計画（以下「計画」という。）策定に伴う検討を行うため、第4期石井町教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 計画を策定するため基本事項の検討及び総合的調整に関すること。
- (2) 計画案の策定に関すること。
- (3) その他の計画の策定に関して必要な事項。

（組織）

第3条 委員会は、委員15名以内で構成する。

（委員）

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 関係団体の代表者及びその他教育長が必要と認めるもの

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名するものとする。
- 4 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員会）

第6条 委員会は必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

（関係者の出席）

第7条 委員長は必要があると認めるときは、委員以外のものに委員会への出席を求め意見を聞くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は教育委員会において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に際し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、計画の策定が完了した時に効力を失う。

4 用語説明

(五十音順)

	用語	解説
あ行	アイシーティー ICT	(情報通信技術:Information and Communications Technology の略語) 教育用及び校務用のパソコン、電子黒板、実物投影機、タブレットパソコンやインターネットの活用等のための校内LANなど、情報・通信に関する機器や技術のこと。
	エーエルティー ALT	(外国語指導助手:Assistant Language Teacher の略語) 小・中学校の英語(外国語活動)授業や幼稚園の国際理解教育において指導補助を行う外国人指導助手のこと。
	エスエヌエス SNS	(ソーシャル・ネットワーキング・サービス:Social Networking Service の略語) 個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域等を同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。
	エスディーゼーズ SDGs	(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals の略語) 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことをうたっている。
か行	カリキュラム・マネジメント	教科等横断的な学習の充実や「主体的・対話的で深い学び」の充実に向け、単元などの授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することができるよう、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図ること。
	キャリア教育	「キャリア」とは、人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねを意味し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を「キャリア発達」という。キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育であり、子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育むものである。

	用語	解説
	グローバル化	社会や経済の動きが、国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。
	個別の教育支援計画	医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して、特別な支援が必要な幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施するための計画で、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うために作成するもの。
	コミュニティ・スクール	平成16年9月から、新しい公立学校運営の仕組みとして導入された制度。法律に基づく学校運営協議会を設置している学校を指し、学校の課題解決や教育目標の実現に向けて、学校や保護者、地域住民が情報共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」のために、連携・協働して取り組むシステム。コミュニティ・スクールの設置については、学校設置者である教育委員会が決定する。
	コンプライアンス(法令遵守)	法令や規則をよく守ること。法令遵守。企業等における法律や倫理に則った事業活動を指す語として用いられている。
さ行	小1プロブレム	小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中に座ってられない、先生の話听不懂、などと学校生活になじめない状態が続くこと。
	食育	望ましい食習慣のための知識を身に付けることはもとより、食卓での一家団らんを通じて社会性を学んだり、我が国の食文化を理解したりすることも含む幅広い教育。
	スクールカウンセラー	「心の専門家」として、児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどの業務に携わる、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者。
	性的マイノリティ	性的指向(どのような性別の人を好きになるか、またはならないか)や性同一性(自分の性をどのように認識しているか)が、社会において多数派とされる人とは異なる人のこと。レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(出生時に割り当てられた性別とは異なる性別で生活する人)の頭文字をとって「LGBT」と総称されることもあるが、実際にはさらに多様な性のあり方が存在している。

	用語	解説
	全国学力・学習状況調査	全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的として行う。小学校6年生、中学校3年生を対象に国語、算数・数学のそれぞれ「知識」「活用」について学力調査をする(小・中学校の理科は数年に一度、中学校の英語は令和元年度より数年に一度実施。なお令和元年度より「知識」「活用」は一体的に問う問題形式となっている)。併せて「生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査」を行う。平成19～21年度は悉皆調査であったが、平成22年度から抽出調査方式に切り替えられ、平成26年度からは再度悉皆調査となっている。
	総合型地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。
た行	多文化共生の教育	日本の子どもたちが多様な文化を学ぶとともに、外国につながる子どもたちが自分のルーツの文化を学び、他者の違いを共に認めて尊重するための教育のこと。
	中1ギャップ	中学校入学後に、学習や生活環境、人間関係などの大きな変化を受けて、学校が楽しくなくなったり、勉強についていけなくなってしまうたり、不登校などの問題が発生したりしてしまうこと。
	徳島県学力ステップアップテスト	徳島県独自の学力・学習状況調査で、児童生徒の学力や学習状況、課題等を把握・分析し、それらを踏まえた学習指導の改善・充実等を促進することにより、「確かな学力」の育成を図ることを目的として実施されている。
	特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な組織を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

	用語	解説
	特別支援教育コーディネーター	幼児児童生徒への適切な支援のために、関係者・関係機関の間を連絡・調整し、協力して対応できるようにするための役割。保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者として位置付けられる。
な行	認定こども園	小学校就学前の子どもを対象に幼児教育と保育を一体的に提供するとともに、保護者に対して総合的な子育て支援を行う施設。認定は都道府県知事が行う。
は行	フィルタリング	特定のウェブサイトへのアクセスを禁止し、ウェブページを表示させないための情報通信機器の設定のこと。未成年にふさわしくない内容のウェブサイトの閲覧を防止するために、学校や家庭などで利用される。
	プログラミング教育	コンピューターに意図した処理を行うように指示することができるということを経験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」やコンピューター等を上手に活用して身近な問題を解決したり、よりよい社会を築いたりしようとする態度などを育成するもの。「プログラミング的思考」とは、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組合せたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけばより意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えること。
	ペアレンタルコントロール	子どもによるスマートフォンやパソコンなどの情報通信機器の利用を、子どもの発達段階等に応じて保護者が制限する取り組みのこと。
	放課後子ども教室	地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、放課後や週末等における子どもの居場所づくりと、様々な体験活動や地域住民との交流活動を行う事業。
や行	ユニバーサルデザイン化	年齢、性別、障がいの有無等を問わず、あらゆる人々が利用しやすいようにあらかじめ設計する「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れ、授業における「めあて、見通し、振り返り」をはじめとするスタイルの統一を図るなど、すべての児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業や指導方法の工夫を全体で共有すること。
ら行	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

石井町教育振興基本計画（第4期）

発行日：令和8年3月

発行：石井町教育委員会

〒779-3295 徳島県名西郡石井町高川原字高川原 121-1

TEL：088-674-7505 FAX：088-674-8868